

令和7年12月10日（水曜日）

（会議第2日目）

応招議員

1番	澳本哲也	2番	浅野修一	3番	小松孝年
4番	山本牧夫	5番	宮川徳光	6番	宮地葉子
7番	矢野依伸	8番	水野佐知	9番	青木浩明
10番	吉尾昌樹	11番	矢野昭三	12番	山本久夫
13番	濱村美香	14番	中島一郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	西村康浩
総務課長	佐田幸	企画調整室長	渡辺健心
情報防災課長	村越淳	住民課長	谷純大
環境政策室長	宮川智明	健康福祉課長	野村晃稚
農業振興課長	斉藤長久	まちづくり課長	徳廣誠司
産業推進室長	秋森弘伸	地域住民課長	河村美智子
海洋森林課長	今西和彦	建設課長	河村孝宏
会計管理者	國友広和	教育長	宮川雅一
教育次長	岡本浩		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦 書記 酒井真哉

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

5番 宮川徳光 6番 宮地葉子

令和7年12月第17回黒潮町議会定例会

議事日程第2号

令和7年12月10日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：1番から6番まで）

議 事 の 経 過

令和7年12月10日
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従い、会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

それぞれの常任委員会に付託をしておりました陳情第14号から16号までは継続審査となりましたのでご報告を致します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、澳本哲也君。

1番（澳本哲也君）

おはようございます。

それでは一般質問を始めたいと思います。

自分は1問、漁業振興そして支援についてご質問をさせていただきます。

当町の漁業をめぐる問題は単に魚が減った資源が減ったというだけではないと思います。海の環境変化、黒潮の変動とか、海水温の上昇。海洋の温暖化など生態系の変化、そして地球構造や社会の変化が複合的に重なって生じているものと思われまます。つまり昔のままの漁業いつもの漁法、今まで通りの漁手では、もはや安定的な漁獲地域経済の維持は難しいと思っております。

だからこそ、多様化、柔軟な管理、地域全体での持続可能なまちづくりが今、強く求められているものだと思います。世間ではさまざまな製品など高騰が続いております。魚の相場はどうかと言ったら、昔のままで一向に収入につながらない社会になっていると思います。

高知県の漁業、当町の漁業も本当に危機的状況にあると思われまます。温暖化による海水量の変化など、過去にない例がさまざま、起こっていると思います。これまでにない1歩踏み込んだ行政による対策が必要になってくると思われまます。

そこで、まず第1問です。カツオ、マグロの19トンクラスの現状と課題を行政としてどこまで把握をしているか、まず問います。よろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員のカッコ1、カツオ、マグロの19トンクラスの現状と課題の把握についてのご質問にお答えします。

議員ご質問における町内19トンクラス以上カツオ漁船ならびに、マグロ漁船における現状につきましては、漁船隻数において佐賀統括支所で9隻、伊田支所で1隻、上川口支所で6隻の合計16隻となっており、10年前の当該隻数より5隻の減数となっております。

カツオ漁船ならびにマグロ漁船のみならず、近年の町内水産業全体を取り巻く大きな課題の1つとしまして、漁業経営に係る必要経費全般の急激な価格上昇があることは十分に承知をしているところでございます。経営を直接圧迫する燃油代金や餌代、蓄養に掛かる餌、及び医薬品代金、また船舶におけるドック定期点検ならびに個別の修繕費用など多岐に渡って価格が上昇を続けており、漁業経営の持続に対し大きな影響を与えております。

町としましても、こういった物価高騰の現状を踏まえまして、令和4年度より関連する交付金を活用し、漁船用燃油高騰緊急対策事業や水揚げ促進事業、セーフティネット燃油高騰緊急対策事業を実施してまいりましたが、国における各種交付金制度は終了したことにより、現時点では有効に活用できる財源が見当たらない状況でございます。

現在、国における物価高騰対策の骨子も一部報道されておりますが、いち早く関係者間での情報共有を図り、今後関連する予算に対し迅速に対応できる取り組みを進めてまいります。引き続き、カツオ一本釣りににおける餌の確保における課題につきましては、全国的に餌となるカタクチイワシの不漁が続き、取り扱う事業所の数も減少を続けているため、希望するイワシ数量の確保や購入に係る経費の高騰、特に停泊する基地港までの輸送経費の負担などが新たな問題点として挙げられております。また、水産業全般の課題ではございますが、雇用に係る人手不足が挙げられます。特に19トンカツオ船におきましては、技能実習生制度の実施が必須であり、本制度の継続が望まれているところですが、今後2027年4月をめどに本制度が育成就労制度に移行することとなり、新たな制度への取り組みが官民とも早期に求められます。

今後とも関係者間での情報共有を密にし、高知県水産振興部や高知県漁業協同組合との連携を図りながら対応する個別施策についての情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1番（澳本哲也君）

はい、よく分かりました。やはり経費の高騰というのは本当に深刻で、また来年度、佐賀の19トンが1隻またやめるというようなことを聞いております。餌も特に●バケツに大体1杯6,000円ぐらいです。高くても6,000円。しかしやっぱり不漁ということで、さまざまところから供給せねばならない。

そうなってくると、カツオ業者を活用して持ってきてもらう。そうなると大体1杯当たり1万円を超えると、というような状況にあると聞きます。そしてマグロ船の3隻ありますけれども、これも水揚げ高のやっぱり3分の2以上がやっぱり経費にかかるということを知りました。なかなか本当に厳しい経営だと思っております。

何といても先ほど課長が言いましたこの実習生制度、これが2027年度には育成制度になるということですが、マグロの方がですね、マルシップというまた制度がまた違う、また外国人の雇用のことでまた違うんですけども、マルシップの方でもですね、1カ月当たり外国人雇用で事務手数料が何か忘れたんですけども、1人当たり大体1カ月1万2,840円だったかな。それぐらい毎月払わないかんそうです。

そうなってくると、なかなか今、1隻あたりで6人、5人やったかな結構な数字で、年間の相当の経費が1人当たりかかってきております。そこら辺もですね、どうにか行政の方にいくらかのやっぱ補助ができないか。やはり外国人がいなければ、この今カツオ、マグロは黒潮町のこの漁業は成り立っていかないというのは現実です。

そこら辺を考えてですね、どうにかこの外国人1人当たりの事務手数料じゃないけれども、そういったその補助というか、助けもどうにかできないかということをも、質問します。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、澳本議員の再質問にお答えします。

当町における外国人技能実習制度に関する、いわゆるその補助制度につきましては、令和2年度より技能実習生の住環境整備と改修に関わる補助を実施しているところでございます。先ほどの議員ご質問における実習生、私のちょっとカツオの方の資料をちょっと持っておりますが、実習生の1人当たりの月額管理費、あるいは事務費手数料につきましては、いわゆる海外での送り出し機関に支払う経費としまして、実習生1人当たり月額1万7,000円から2万円程度が必要と伺っております。

この技能実習制度の制度全般につきましては水産業のみならず、町内の産業におきましても、それぞれ受け入れを実施しており、産業別にそれぞれさまざまな存在さまざまな課題が存在すると考えております。またこの外国人人材確保における国県のさまざまな補助制度もございますので、そういった内容を取りまとめ、各事業の課題と把握に努める中で、今後新たな制度設計の必要性について探ってまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1番（澳本哲也君）

分かりました。令和2年度から外国人の住環境の整備とか本当に当町は取り組んでくれておると思いますが、今さっきも言ったように大体カツオの場合は1万7,000円から2万円、月額かかるということで、本当に半端じゃない数字がならんでいると思うんですけども、そこら辺、本当にいろんな面からやはり設計をきちっとやってもらって、その1人当たりの負担をどうにか少なくしてもらいたいなと思っておりますのでよろしくをお願いします。

先ほど課長が言ったように乗組員の不足も本当に大きな問題となっております。後継者育成制度と地域の連携というものは本当に評価をし、取り組む大きな課題だと認識をしておりますが、町としてこれからどう取り組んでいくか。この乗組員不足。19トンですよ。うん。どうそこら辺、町としてどういうふうなこれから設計をしていくのかなど。まずお聞きします。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、澳本議員の再質問にお答えします。

19トンカツオ船における後継者の育成。あるいは乗組員の確保につきましては、この後カツコ3、後継者の育成での答弁とは重なりますが、町における主な取り組みとしましては、高知県漁業就業支援センターとともに実施する研修制度が主な育成事業となっております。

特に19トンカツオ船につきましては、雇用の漁業を支援事業としまして、沖合で漁業をなされる雇用経営体のもとで新規就業に望まれる方に対しまして、その雇用を行う経営体に1年間の経費補助を実施しております。本年度につきましては佐賀地区の方で1名が雇用のカツオ船の部分について事業を実施しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

これからもですね、そういったその設計、本当によろしく願います。何といても黒潮町はやっぱりカツオの町。やっぱり久礼に取られております。これをどうにか復活するような取り組みをまた町全体で考えていかなければならないと思っておりますので、どうかよろしく願います。

2 問目にいきます。磯焼けについてです。磯焼けによる潜水業者の収入は激減であります。ここ最近本当に海藻がまったく生えていなくて、有害のウニなんかが発生を多くして、そして町としても多面的事業において有害ウニの除去の対策も上がっております。本当にここ、3 年ぐらいは、特にひどくてサザエ 1 つ見たことがないと、そういうことをよく聞きます。

そしてこの磯焼きによる漁業の潜水業者の収入ですが本当に今、潜水業者が収入となると、ムラサキウニが少し、そして後、チャンバラ貝、キリアイといいますけども僕らは、それがどうにか収入につながっているのかなあとというぐらいなものです。このままでは本当にいかんと思います。いかんと思いますので、まず町としてこの磯焼けに対する取り組みについて問います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員のカッコ 2、磯焼けによる、潜水業者の収入は激減である。新しい対策が必要に思うが、これからの取り組みについて問うの、ご質問にお答えします。

議員ご質問における磯焼けにつきましては、いわゆる海藻の群落が消失する現象であり、別名海の砂漠化と呼ばれております。磯焼けの主な原因としまして、地球温暖化の影響による平均海水温の上昇が挙げられ、近年における黒潮海流の大蛇行もその大きな要因の 1 つとなっております。中長期的には、海水温の上昇に伴い、沿岸で水揚げされる魚種においてさまざまな変化が考えられ、近年、町内沿岸で水揚げされる魚種にも変化が現れてきております。

現在、町内における藻場再生への新たな取り組みとしまして、平成 29 年度より町内沿岸部でのイセエビ魚礁整備における投石の資材として使用する鉄鋼スラグを活用し、町管理の海岸部において、新たな藻場造成の実地試験を進めております。

いわゆる、鉄鋼副産物を利用し、製作したユニットを町内の沿岸浅瀬部に連続的に埋設し、その栄養分において藻の繁殖を促す技術でございますが、今回、国内において積極的に藻場再生の実証実験を進めております日本製鉄株式会社、ならびに漁業権を持つ高知県漁業協同組合、また海岸管理者であります黒潮町との三者協定を締結し、本年 11 月より町管理海岸での試験施工の取り組みをスタートしております。

今後、5 年に渡り施工箇所での藻場育成状況データの収集や、天敵であるウニの繁殖状況などを管理し、その事業全体効果を精査したうえで、更なる藻場再生事業への展開を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

取り組みをスタートしたということで、嬉しいことですがけれども、他県でもですね、さまざまな取り組みがされております。愛南町の方でも今一生懸命取り組んでいるということを知ります。当町でもね、この最適な磯焼け対策を模索しながら、これからやっていかなければならないと思います。海水温が高くても耐えられる藻場の造成というのが本当に必須ですが、今本当にやってくれておりますけども、その藻場の造成の面積を少

しでも広げることにはできないだろうかと思いますがどうでしょう。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、澳本議員の再質問にお答えします。

現在先ほど申しました日本製鉄との試験施工につきましては、まず現在1カ所でございます。ちょっとその試験状況みながら面積の方の増加については検討して今後、増やす想定での話は現在計画としては上がっております。

また現在もう1点田野浦の方で、ですね行っている藻場の方、事業につきましては現在、田野浦海域で面積10ヘクタール実施している事業でございます。この部分につきましては、平成22年度より、ずっと継続をしているところでございますが、議員がおっしゃられますように10ヘクタールからの面積の増などにつきましては、現在実施計画の変更が可能ではございますので、そういった形での増加は考えられますが、活動されるその構成人数の確保や、現地での実際の作業面積が適しているかどうか、こういったところもまた検討しなくてはなりませんので今後その変更に伴うさまざまな調整は必要になってくるかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1番（澳本哲也君）

さまざまな変更点もいると思いますが、何といたっても予算面ですよね。そこら辺もですね本当に積極的な予算編成をどうかよろしくお願いを致します。もう1点潜水業者といたら、やはり入野の万行の漁師の人たちなんですけれども、入野の漁業権は、磯はありません。

唯一岩があるとなったら入野の浜もちょっと沖合にゴゼハエというハエがあります。あれだけです。やっぱりこれは昔からの歴史を思うと、やはり部落差別によってああいうところに住まわされて漁業を営む方を営むためにですね、一生懸命やってきたんですけれども、やっぱり漁業権となると、やはり磯がない。港もなかった。そういうような歴史です。万行の人たちは、そこで本当に入野の浜でのみ漁業権ということで、昔、何年か前は相当ハマグリの放流もやってくれました。行政の方で。

しかし、ここ数年はもう中止というかやっております。ここ数年、どうにかあそこで繁殖がしているのかなというふうな結果をよく見ます。ちょっと小さいですけども、漁業者がこの12月からその解禁になりますので、ハマグリの漁場が。そこで見るにもやはり小さいですけども本当に繁殖をしている。育っているという現状があります。

どうにかこれをですねやっぱり環境も変わってきていると思いますので、どうにかもう1回このハマグリの放流をもう1回チャレンジできないかなと思っておりますが、課長どうでしょ、そこら辺。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、澳本議員の再質問にお答えします。

入野地区沿岸におけるこのハマグリの種苗放流事業につきましては、平成25年度より3カ年実施しております。1年目は1,600キロ、2年目が1,755キロ、3年目1,110キロの合計4,465キロが交流実績となっております。

その放流後の平成29年に沖合での試験採取を実施しております。その時にも一定の個体サイズへの生育の確認はとれてはおります。ただその後の実績と致しまして地元漁業への水揚げ数量が上がってきてないという状況がございました。

そういったところも踏まえまして、今後における種苗放流の再開につきましては、貝類全般における過去の費用対効果こういったところも再度確認し、また放流箇所でのですね、生育状況の後追いも含めまして、漁協も含めた関係者間での協議を進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1番（澳本哲也君）

実績、やっぱり必要ですね。やはりそこら辺はやっぱり漁業者と漁業組合の方でもう1回確認をして、しっかりと実績を上げてもらう。なかなかですね漁業組合にハマグリを売ってくれと言ってもなかなか難しい話で、やはり個人の売買になってきます。

けども、やっぱり獲った魚の貝は、やはり何キロ獲ったよということはやはりきっちりと報告してもらわないいけませんので、そこら辺また僕の方からも事業者にもしっかりと伝えていって、実績を上げてくれと言うことを伝えます。そしてしっかりともう1回この放流事業の再開じゃないけれども、やってもらえるよう前に向けて検討してもらいたいと思いますのでどうかよろしくをお願いします。

3番目です。後継者の問題です。基幹産業でもある第一次産業の就業者がここ12月1日の人口推移の統計を見ますと、もう1,000人、もうあと何年かしたらもう1,000人切るのではないかなと思っております。当町の場合。後継者の育成について、今年度の12月までの状況はどうなっておるか、現状と課題について問います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員のカッコ3、後継者の育成について、今年度の12月までの状況はどうなっているか、現状と課題について問うの、ご質問にお答えします。

高知県内における漁業従事者につきましては、高齢化の一途たどっており、本町もその例に漏れず、漁業就業者の高齢化、また事業後継者の不足は非常に深刻な状況にあることは承知しているところでございます。現状としまして、本年11月末現在における町内各漁協支所の正組合員数は246名。準組合員は467名。合計で713名となっており、令和3年度の組合員数と比較を致しますと、正組合員は3名の増加。準組合員については32名減少しており、平均しますと、年間で8名程度の減少が数年来続いております。

ご質問における漁業後継者の育成状況につきましては、町内漁業への就業を希望される方に対して、各漁協漁港での現場研修の実施、また漁業就業後におけるフォローアップも含め、一貫した支援の取り組みを、一般社団法人高知県漁業就業支援センターとともにすすめております。

本年度12月期における就業支援制度の実績につきましては、自営漁業者をを目指す対象の方が佐賀地区で2名、カツオ船乗組の雇用型漁業支援事業としまして佐賀地区で1名となっており、合計で3名が町内外で研修中でございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

今現在3名が研修中ということですが、目標にはある程度達しているということだと思いますけども、この漁業研修を修了して今までですよ、独り立ちできた漁業者は課長、どれぐらい今いますか。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、澳本議員の再質問にお答えします。

この事業につきましては、事業名は変わっておりますが平成25年度から実施しております。この新規漁業就業者支援事業におけるフォローアップの数値につきましては、研修修了者が14名のうち、現在も漁業に携わる方が11名というふうになっております。

独り立ち等の全く自分で経営しているかどうかというところの情報につきましては、すいません、取りまとめはございませんが、現状はそのような形となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

なかなか14分の11ということで、なかなか成績もいいと思います。そしてその独り立ち、できたらですね、やはり自分の船を持って独り立ちして漁業を営んでいくというのもやはりこれから資料として必要じゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

それともう1点、漁業権のことですけども、後継者の人たちに漁業権が本当にスムーズに継承されているのかということを知りたいんですけども、あるところで聞いたんですけども、やっぱり若い者にか、よそから来たのには漁業権を渡さんというようなこともちょっと聞いたこともあります。そこら辺ちょっと今、課長どうなっていますか。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員の再質問にお答えします。

議員ご質問の漁業権の取得状況につきましては少しニュアンスが異なるかもしれませんが、この11名のうち漁協の組合員資格につきましては9名の方が現在取得している状況でございます。議員おっしゃられるその各地元海域での漁業権に関する個別の情報につきましては、高知県漁協が一括で管理を行っております。役場側への情報提供とはなっておりません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

はい、そこら辺もしっかりとまた調査してもらいたいなと思っております。そしてちょっとすいません。またちょっと角度を変えてですね、企画調整室の室長に聞きますけども、これ後継者育成事業にも取り組んでもらっておるんですけども、他市町村から後継者育成として、当町に移住をされたい。しかし、住むところはない、というの聞いたことがあるんです。第一次産業の後継者希望の移住者にはですね、優先的にこの移住

促進住宅を優先的に入居できるようなこともですね、今から考えていかなければならないと思いますが、室長
どうでしょう。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは澳本議員の再質問にお答えしたいと思います。

町内に転入を考えている方につきましては、空き家バンクでの空き家を紹介しております。またその他には
定住促進住宅というのがございまして、こちらにつきましては2人以上の世帯で町内に転入して考えている方
とか、それから18歳以下のお子様がいる家庭というふうになっております。

現在のところ職業要件というのを設けておりませんで、職業を優先的につけていくことはできておりませんけ
ども、なかなか職業によって点数をつけたりとか、それから優先順位をつけたりというのは、現在のところち
よっと難しいのではないかなというふうには考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1番（澳本哲也君）

本当に第一次産業がですね本当に基幹産業ということと当町は、そこら辺もやはりこれから検討せないかん
ことじゃないかなと思っておりますんで、どうかもう1回、検討の方よろしくお願いします。そして、後継者
不足を単に人手不足と見るだけではなく若者が第一次産業を自らのキャリアの選択肢として認識していないと
いうのが、原因かもしれません。

収入の不安定さとか、長時間労働とか天候に左右されるとか、そして社会的にいうと、古い産業であると厳
しいというイメージだけか。そして、親からの継承が前提になりがちで外部人材がまだ入りにくいというよう
なこともあると思います。

そして、子どもや若者が第一次産業に触れる機会が困難と言っても減少しているというのも問題だなと思っ
ております。そこで教育委員会に聞きます。町として第一次産業のキャリア教育を今まで、そしてこれからど
のように進めていっているのか。また進めてきたのかということをちょっとお尋ねします。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは澳本議員の再質問にお答えを致します。

黒潮町が行うふるさとキャリア教育につきましては、平成30年度から実施をしております。すべての課から
さまざまなメニューをご提案いただきながら各学校に下ろし、そして教師、児童生徒がその中で何を課題とし
て学習を深めていくのかという中で選択をされてきているところでございます。

漁業に関わるところで申しますと、カツオのたたきづくりを通じてふるさとの思いや一本釣り漁と誇りなど
の学習を展開しているというところもございます。

さまざまな分野でのふるさとキャリア教育というところで展開をしておりますので、漁業、また農業の分野
においても米づくりであったり、ふるさとキャリア教育とは違い、野菜づくりなんかも各学校で行っておるよ
うな状況でございます。

ふるさとキャリア教育につきましては、単なる経験や体験だけではなく、その学習を通じて課題を自ら探究

をして、さまざまな課題を探求した後に、どう解決していくのか、こういった力をつけて将来にわたって、自分自身が大人になったとき、いろいろな課題を自分で解決できる人材を育成していくことを目的としております。

教育委員会としてはさまざまな環境づくりを行いながら、今後も児童生徒の将来にわたっての職業に就く基本的な教育を支援してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

よくやってくれているなと思います。何といたっても第一次産業は、単に職業ではなく、地域社会を支える基盤であるということを理解できることが最大の価値であると思いますので、これからも積極的なこのキャリア教育を推進して行ってください。よろしくお願いします。

4 番目いきます。県下 1 漁協ということで県などが推進して行ってきましたが、漁協の経営は現在、特にこの 3 カ年と財政面でも厳しい状況が続いております。難しいことですが、経営改善のため、県、市町村が介入し、この財政の健全化を図ることはできないだろうか、について問います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員のカッコ 4、県下 1 漁協を県などが推進して行ったが、漁協の経営は現在財政面で厳しい情勢が続いている、のご質問にお答えします。

議員ご質問における高知県漁業協同組合につきましては、県内における高知県 1 漁協構想のもと、平成 20 年に県内 25 の漁協が合併して設立をされました。その後、平成 27 年 4 月に中土佐町の上ノ加江漁協、また平成 31 年 4 月に土佐清水市の窪津漁協を合併し、現在に至っております。

ご参考までに現在の高知県漁協における財政面での状況につきましては、令和元年度以降、直接の事業利益は赤字決算であり、事業外の収益を含めたトータルでの剰余金も、昨年度は 4 期ぶりに 4,511 万 7,000 円の赤字となっております。このような現状を踏まえ、高知県漁協としましても、本年度から 6 カ年の中期経営改善計画を新たに策定し、令和 8 年度以降より事業利益を黒字化にする目標を定めております。

中期経営計画における収支改善の内容につきましては、収入減の確保としまして手数料の増額、施設利用料の増額、購買利益の見直しに取り組んでおり、重要な点としまして、施設老朽化対策の見直しや、各事務所、及び市場の統廃合、新たな収益事業の実施。それら全体におけるブロックごとの進捗管理の徹底などが目標とされております。

ご質問における高知県漁協の財政健全化に向けた市町村の介入につきましては、まず喫緊の課題であります組合員の高齢化や組合員の減少、施設の老朽化、漁獲量の減少。また漁協職員の高齢化や人手不足について、漁協が置かれている現状を共有し、短期的あるいは中長期的な視点に立った具体的な改善計画について、高知県水産振興部、また各沿岸の市町村、地元関係者と連携し今後とも進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

はい、分かりました。令和8年度から事業目標を持って改善をしていくということですが、実際市町村が経営に直接介入することはできない。それは分かっております。しかしですね、助言や協議、支援、補助金など間接的な関与は十分可能である。また、当町にしてみたら、しっかりとこの補助金などはしっかりと関与してくれております。赤字対策として実質的に強い影響力を持つことはできるのではないかと考えております。法律の範囲内でもやはりできることをやっていかなければいけないなと思っておるんですけども、市町村がつくれるこの漁業の経営改善協議会というのもの、ある程度の提案ですけれども、こう協議会を設けて、この漁協改善にどうか助言なりできないかなと思っておりますが、そこら辺、課長どうですか。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員の再質問にお答えします。

先ほど答弁を致しました高知県漁協における財政の健全化における全般的なことですが、市町村がまず取り組める範囲としましては、県の水産振興部が進める漁業のスマート化や、AI化といったところの運用開始や、老朽化しております製氷の施設やドックの改修、そういったところに向けての事業連携の推進等は考えられます。

ただし、当然黒潮町は高知県一つの県一の漁港でございますため、黒潮町としまして単独での対応ということにはならないのではないかとというふうには考えております。今後とも議員おっしゃられましたように、他の市町村との情報の共有、また意思の疎通を図り、今後とも関係者、県も含めて全体で、中期経営計画のみでならず、全体としてしっかりと話し合っていくことが重要と考えております。

また町としましても先ほどおっしゃられましたさまざまな課題の方向性につきまして、迅速な対応が必要であると考えておりますので、今後まず速やかに高知県漁業との協議は行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1番（澳本哲也君）

なかなか前向きな本当に回答ありがとうございます。何といたっても市町村が漁業との連携により、地域漁業の再生をやってもらいたい。先ほども言いました、藻場の再生や資源管理、放流事業とか担い手も本当にやってくれています。そして地域のブランド化として6次産業化など、本当に積極的に当町としてもやってくれておりますので、またそれ以上に、これからもこの漁業に対してやっていってもらいたい、もらっていってもらいたいと思います。

行政や地域による改革の取り組みもあって、このまま衰退が決定ということではないと思います。資源管理、若手育成、新たな流通や加工の仕組み、養殖などをうまく機能すれば、持ち直す余地は十分あると思っております。そして最後に、当町として、これからの漁業に対するビジョンをどう描いているか最後に問います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員の再質問にお答えします。

当町における将来に向けた水産業のビジョン展開につきましては、短期的には、先ほど答弁致しました持続

的な漁業経営を営む上で必須となる物価上昇、そういったところの対策を重点課題として捉えております。中長期的な視野としましては、繰り返しになりますが、漁業就業者の高齢化や人手不足、議員おっしゃられます地球温暖化や海流の移動に伴う魚種の変化。漁獲高の減少なども挙げられます。

また、水産施設や各機械設備につきましても整備段階よりかなりの年月が経過し、今後施設の更新に多額の費用が想定されることは課題の、大きな課題の1つであるというふうに考えております。将来に向けての水産業を取り巻く課題はあらゆる面で山積をしております。

しかしながら目の前に豊かな漁場があり、これからも魚がとれる町として、将来にわたり漁業への営みが続けられるよう、さまざまな課題解決に向けての取り組みをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

分かりました。何と言っても行政、そして地域漁業者、本当にこれから一体となってこの漁業、第一次産業を、ですね持続可能な産業として推進していかなければならないということを最後に言って僕の質問を終わります。

よろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

これで、澳本哲也君の一般質問を終わります。

この際、9時55分まで休憩します。

休 憩 9時 44分

再 開 9時 55分

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

それでは質問を致します。今回は1番、南海トラフ対策について、2番、動物の愛護関連について、3番が交通安全についてでございます。よろしくお願いします。

それで、では1番のですね南海トラフ地震対策についてのうちですね、1番目のこの古い顕彰施設については、明治、それから日清の分もございました。日清明治ときて昭和という代になっておりますが、それぞれの施設を拝見する中で、これはちょっと大丈夫かな、傷みがきよるわなあとという部分もございますので、そこで老朽化した戦没者顕彰施設の整備を問います。どのように現状お考えですか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは矢野議員の老朽化した戦没者顕彰施設の整備を問う、のご質問にお答え致します。

戦没者顕彰施設は、地域の歴史と先人への追悼の思いを継承する上で極めて重要な機関であると認識しております。一方で、建設から相当の年数が経過している施設もあり、経年劣化や地震への備えについて適切な維持管理が求められております。戦没者顕彰施設等の整備につきましては、現在は年2回の草刈りと、令和5年度には佐賀地区、不破原、川奥の支障木伐採、拳ノ川周辺整備として手すり設置工事、大方地区忠霊塔支障木

伐採を行っております。また、令和6年度には白田川地区の階段修繕、不破原地区慰霊碑階段手すり整備工事、今年度には上分地区慰霊碑階段手すり整備工事など、遺族会と協議を行いながら、一定の整備を進めてきたところです。

これは遺族会との協議の中で、ご遺族の高齢化により維持管理が困難になっていることから、ご要望のありました個所の草刈りについて町に担ってもらいたいというご意向があり、実施させていただいてるものです。またすでに一部の顕彰施設におきましてひび割れが一部崩れてる施設があります。この施設につきましては、修繕に向けて見積もり徴収等おこなっており、令和8年度当初予算にて計上すべく行動を行っております。今後につきましても、遺族会、及びご遺族の代表の方のご意向をお伺いしながら進めて参ります。

特に震災時など、周りの住家や道路などに影響が大きいと思われる顕彰施設におきましても、遺族会や遺族の代表の方のご意向をお伺いしながら、現地確認や県の補助メニューである耐震診断や構造調査の実施など必要な対策をとって参ります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

前向きによく取り組んでいただいておりますということは、大きいし、安心するとともに、感謝もするわけです。

先の戦没者の追悼式の前にもう綺麗に施設については清掃管理などしていただきまして、気持ちが安らぐというか、どうか、自然、平和に対する向かい方とか、戦没者に対するそういう敬愛の心いうものが、そういったことで見えてくるわけですね。だから引き続きこういったことは清掃管理などについては今後ともですね、頑張って取り組んでいただきたいと思うし、一応ね前向きにやっていただいておりますものでどうこういうことを言うことはないんですけど、これは前にも認められましたが、明治27年にですね、旧正月7日というふうに書かれております。それには明治27年旧正月7日で軍人待遇奨励規約、及び大かんばんつですか、松の口仮設方法、田んぼへ水やらないけませんき、そのときの水をやる要領をこれは幡多郡佐賀村大字拳ノ川となっております。この中にそういうものが記されておるわけですね。こういったこととか、あとは特にこれはよその地域の常会の、常会というのは各集落の総会とは別に、国が政策的にこれ常会でせえという命令のもとに作られた会でございます、特に昭和19年からがだんだん死亡者が増えておまして、これ20年6月には一番増えておりますね。負けておる最中に人だせ物だせ金をだせでこういう会を組織して、皆さん大変ご苦労の中で兵隊を送り出しておる。そういう兵隊の方も遺体がまだご帰還されてない方がほとんどでございますので、その辺のことも忘れて欲しくないと考えております。そういう方はこういう石碑の横に始まりや氏名姓、宮脇山松ですか、父誰々、母誰々の次男とか三男とか、性格温厚、いついつ連隊より明治34年ですか、34年、この44連隊より徴集があり、そちらへ出頭し戦地へ出向いていつ、いつの戦いにより戦死したというところは記されております。ただ明治の取り組みでございますので、私たちは明治のことはあまり勉強、明治の国語やってないので、全部はよう読みませんし、そういったこともあるので、今後とも忘れないでいただきたい。

特にこの常会の当日のこの日誌記録を見ると、この常会の資料については、校長の名前が出ておりますね。校長の名前。ご氏名は消しております、校長と書いてある。行政の方が担当とかいうものが出ておまして、そういうような嫌ということができないような状況の中で、戦争に出向いて行きたいですか、戦争の場へ行ったわけです。大部分太平洋戦争の末期についてはほとんどが食べ物がない中で戦いで、戦いというより、食べ物と薬がない中で行けと言われておりますので、そういう、これ何とも言えんものがあるわけです。これからですね、公務ご多忙とは思いますが、そういうことを念頭に置いていただいて今日の繁栄があるのは、

そういう方たちの命の上にあるということ、強く認識して、再認識していただくことをお願いします。

また若い、過日追悼式にはね、中学生もこの思いを、戦争に対する思いを語っていただきまして、心強く感じておるわけでございますが、一つそういった点から追悼を続けていただきたいと考えております。

それで1番目終わります、2番目のですね、この急傾斜地崩壊対策工事の工事などの未了の住家として避難所の安全対策ですが、ずっとこの町内見回すと、住家の裏山にその落石等の崩壊対策ができてる部分もありますが、まだまだできてないところはたくさん見えるわけです。どういったときにどういったものが土石が崩壊してくるやら分かりませんので、南海地震トラフになれば、これは震度7と言われておりますので、大変なものが落ちてくるということが想像できるわけです。南海トラフ地震といわずとも、震度じゃあ6やったらどうなのかと。

震度6の方は頻度が多いということになってくるわけですね。そういったことの考えるとですね、これからいつ来るか分からんけれども、この裏山のそういう土砂、石、土石の崩壊対策をどのように進めていくのか、また避難所を決めておりますけど、その避難所たるや、そういう対策ができてない場合、その避難所が使えないことが出てくることも想定されますので、その辺を踏まえてですね、その安全対策をお聞きします。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越淳君）

矢野議員の急傾斜地崩壊対策工事等の未了の住家、避難所の安全対策についてのご質問にお答え致します。

要望をいただいた住家につきましては、対策方法等について協議を行い、工事を実施しております。急傾斜地崩壊対策事業に該当するものであれば、県に事業を実施していただき、急傾斜地崩壊対策事業に該当しない場合は、がけくずれ住家防災対策事業を活用し、実施することをご案内しております。

これらの事業は受益者の負担を伴う事業となっているため、未了の住家につきましても要望がありましたら協議させていただき、事業実施の方向で進めて参りたいと考えております。なお、現在拳ノ川地区におきまして、急傾斜地崩壊対策事業を行っております。また、がけくずれ住家防災対策事業につきましても、昨年度からの繰り越しも含め2件を実施しております。

避難所につきましては、地震時の避難所70カ所のうち9カ所が土砂災害特別警戒区域、20カ所が土砂災害警戒区域に位置しており、土砂災害の恐れがある避難所が一定数存在している状況でございます。これらの避難所につきましては、ハード対策の必要性を十分認識しておりますが、県内全体でも土砂災害警戒区域内等の避難所が多数ある中、県の整備計画が段階的に進められていることから、町内の対象箇所すべてについて早期に工事を実施することは難しい状況でございます。このため、災害時には余震による土砂災害の危険性に十分注意していただき、避難所内でも崖から離れた安全な場所を利用するなど、運用面での工夫によって安全性を高めていただくことが重要であると考えております。

町といたしましては、住民の皆様の安全を最優先に県への必要な要望を行いながら、地域と連携し、避難所、避難路の安全性確保向上に向けた取り組みを継続して進めて参ります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11番（矢野昭三君）

個人の住宅の裏側に対する各7年やったら7年、6年やったら6年度の工事のですね、施工実績ですね、それはどのような、例えば、あと100戸なら100戸必要とするうちで年に1戸でやれば100年かかる、単純な話

ね。そういうことになってきますが、何戸あるか私は把握してないんですよ。行政の方でこれあと必要と思われる個人の家の裏側のそういう防災対策必要な個所と、思われる、その個所というのはどの程度と把握されておりますか。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

対策の未了の地区の戸数についてなんですけど、こちらについては戸数についてはちょっと把握できておりません。土砂災害警戒区域、通称イエローゾーンと呼ばれるものと、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンというと呼ばれるものの指定が県の方でなされてますので、それらにより地図上での危険箇所になりますけど、それらの把握は可能となっておりますが、戸数での把握は現在できてないという状況でございます。

以上です。

11 番（矢野昭三君）

で何戸。

建設課長（河村孝宏君）

再質問にお答えします。

戸数での把握はできておりません。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

あのね、必要と思われる、必要かどうかというのは実際そこへ踏み込んで見ないと分からんけど、図上で判断できるということであれば図上で何戸必要かということが把握できちよらないかんがですね。そこ言いようがですよ。何世帯かいううちに世帯があると全体の家が家の中の居住区域についての防災対策やから、納屋は対象の外になりますわね。どんな状態かよう分からんけれども、その危険区域とされちゅう区域の中で、必要と思われる世帯という言い方が分からなかったら家、何戸ありますか。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

再質問にお答えします。

先ほども申しましたが戸数での把握はできておりません。空き家となっているような物件もありますので、戸数では把握をできておりませんが、ここが危険なところですかと問われれば、お答えはできるような状況でございます。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

急傾斜地法の中では30度以上ということがもう法で規定されておりますのでね、法令等で規定されておるので、そこを言えばええわけよね、それよりゆるい場合は、まあまあその危険かも分からんけれども、制度上、一応大丈夫じゃろうと、こういう判断が示されておるわけで。30度以上のところはどれぐらいあるかというもの

は、それも分からないと、把握してないということですか。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

再質問にお答えします。

30度以上のところがどの程度あるかということについても把握はできておりません。要望があった個所について、そういった要件を満たすかどうかというのは調査させていただいて、該当するのであれば事業実施の方向で進めていくようなこととなっております。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11番（矢野昭三君）

その要望というものが、行政がそういう文章をまわして、各家庭へ、その上で要望があるなしを決めようのか、それから標準的な断面を示してこれであれば事業費がいくらで、負担金がいくらであるとか、そういうものを示した上で情報提供して希望をとっておるのか、その辺はどうですか。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

再質問にお答え致します。

議員おっしゃられるように、こちらから示して要望をとっているようなことは、今現在ございません。ただですね、裏山が危険であるので、対策を行っていただきたいというようなことがございましたら、調査を致しまして、どのような事業に該当するか調査を致しまして、その住民の方と協議して参りたいと思いますので、一度区長さんを通じてでもいいですし、役場の方にご相談いただければ協議させていただきたいと思います。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11番（矢野昭三君）

これはね、行政の方が積極的にね、戸別に文章をまわしてでもよね、そこを確認していく必要があると思いますよ。これだけよね、地震津波のことで皆、困っておる。一昨日も青森でまた震度6ですか、あったいうてわあわあ言いゆう。来てからでは間に合わないの、早くですね、どれぐらい必要な防災個所が必要な個所がどれぐらいあるのか、全体を把握しないとですね、国県も含めてですね予算もね、構えることができないですね。申し込みしたけど、県へ言うたけど予算がないので断られたでは困るわけ。要はその下に人間が命があるわけやから。そういうことを考えると、やっぱり行政の方がですね、各必要と思われる、必要と思われるというのは、図上で判断してもよろしいと思うんですが、それはね、個人負担の問題が出てきますので、調査をね、する必要があると思いますよこれ。今になってまだね、その戸数が分からんとかいうのはね、私はこれいかがなもの、どうかね。土砂災害の新しい法ができたときなんか、県はなかなか積極的に説明をしてみましたよ。区長会にも出向いてきてやりましたね。しかしその後はね、どうなったかね全然分かりません。積極的にやればね、赤色の部分が増えるので、●かも分からんですけど、要は個人生命、財産がそこにあるわけですので、全体としての必要件数、必要量、必要な事業費等を把握しないとですね、計画そのものが立たんと思うんです

よね。その辺のね、調査をする必要があると思うんですが、行政はどのようにお考えですか。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

そちらについては今後の課題として検討していきたいと思います。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

それで検討するというごことですので、検討をお願いします。

次ですね、2 番目の動物の愛護管理についてでございますが、カッコ 1 番目の人家の近くへ遺棄されたと思われる猫が、困っておりまして、付近の住民が困っています。猫の愛護、及び管理についてどのように考えているのかお聞きします。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

矢野議員の一般質問、動物の愛護管理についてのカッコ 1、猫の愛護、及び管理についてどのように考えているかについてお答えを致します。

猫につきましては、狂犬病予防法に基づき市町村への登録が義務づけられている犬とは異なり、登録が義務づけられておりません。そのため発見された猫の飼い主を特定することは、現行制度上極めて困難でございます。

また、行政による保護の対象となる猫は原則として負傷している個体や、生後間もない乳飲み子猫など生命の危機が差し迫っている場合に限られております。従いまして、現状においては発見された方におかれまして、一時的な保護をご検討いただくか、或いは新たな飼い主をお探しいただくなどのご対応をお願いせざるを得ない状況でございます。

そもそも猫を含む愛護動物の遺棄は動物の愛護及び管理に関する法律に違反する行為であり、明確な犯罪でございます。町としましては、愛護動物の遺棄は犯罪であるとの認識を広く住民の皆様に周知徹底するとともに、飼い主は終生にわたり責任を持って飼育するべきである、との倫理感、飼育マナーの醸成に努めて参ります。あわせて、警察との連携による情報提供体制の強化や注意喚起を目的とした看板の設置等を通じて地域全体で命を大切にする意識の向上を図るべく、引き続き啓発活動に取り組んで参ります。

また、上流側の対策としまして、これ以上増えることがないよう、飼い主のいない猫の不妊去勢手術推進事業補助金として、既存制度を拡充し、予算枠を増額する補正予算を本議会に上程させていただいております。こうした取り組みを継続することが結果として、飼い主のいない猫の繁殖制限に繋がり、遺棄されてしまう猫を減少させることに繋がるものだと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

私は今回猫に絞っているんですが、猫に絞って質問をするわけですので、これはね猫とはなかなかね、会話

ができないんですね。これが一番難しいかなと。何を思っっちゃうか、考えちゃうか全然話してくれない。ただこの質問も難しいわけですけど、実はですね、今年の7月16日に午後1時ですね、その猫を保護したとか捕獲したとか、言葉はちょっと法律用語よう分かりますけど、拘束したとかも分かんし、よう分かんんですが、とにかく捕獲したと、籠の中へ入れた。それは5、6軒の家のあるところの中にある広場において3匹の子猫がいたと。それはそういう捕獲したというのは猫を見て、猫が困っておるなあ、と、こういう判断をされたのが1つと、それから自分の近くにおると困る。困るという判断ながですよ、好きとか嫌いとかもありますけど、この方は困るということで、捕獲、捕獲したという方がいいとは思んですが。そのときにね、その家の捕獲した方のご家族3人、それから私、保健所2人、町が1人で計7名での7月16日の現地においての話をしたわけですね。目の開いた猫は、引き取りしない、目が開いてない猫は引き取りをする。だけど目はこう開いておって前が見えておるかどうかはこちら分かりませんね。分からない、検査をしてみんと。けど、困るので、その捕獲した人はもう持って帰って欲しいと。しかし保健所は持って帰らない、いやあ保健所の玄関に置きますよって言うたら、それは困る。ほんで捕獲した人が困る、言う。その人が生活する上で困るということを使うわけね、困る。じゃあどうしたらええですかというときに、それは警察へ持っていきなさい。いや保健所はそう言いましたよ。私が1人で聞いたわけやない。7人おる中の言葉です。私はその別れた後、警察へですね、保健所が警察へ持っていけっていうが構いませんかという話したら、警察の方は持ってく、と。引き取らん。こういうことはね、いよいよ困るがですね。何を根拠にそれを目の開いた猫は引き取らん、目の開いてない、見えないということやと思うんですが、は引き取る。法令、条例見てもそのことはどこにも書いてない。勝手に運用、運用いうか勝手なことをしゅうと私は判断しちゃうわけです。

これはね、動物愛護及び管理に関する法律のね、目的からいうとね、私はね、その目的のこの目的の解釈を誤まっちゃう、解釈を誤るから運用がおかしなる。確かにね、35条とか6条あたり、35条やったか、周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずる恐れがないと認められる場合だけ。ないかあるがいうがはね、保健所の職員が来てからその前でね、例えば困ったいうがですよ、困ったいう人のところへ来てからね、そのことを聞かずによ、ただ目が開いちゃうき取っていかん、これはねなかなか私大変なことかなあ。勝手に判断されて勝手なことをされると困ると思って、ただ、この県条例やら見よったら市町村が協力しなければ、県に対して協力しなければならぬということもあるので、町の責任をすべてどういうがやないです。ただ、住民が困っておるということを訴えようがです。困っておる。で私は困らしてくれなやと。困らんようにしてくれたやと。いうことを言ってるわけで、この規則見てもですね、これは周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずる恐れがないと認められる場合、これは聞きとらないとね。それ以外のものとしては都道府県等の条例規則などで定めるといことが書いちゃうですけど、この規則21条の3の第1項第2号については、県条例にも町の条例にもございませぬので、ただいうところは、周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずる恐れがないと認められる場合、片一方は生活をする上で困るので、何とか引き取ってくださいと。こういったことがありますので、これは一応経過の中の話ですよ。そういうこと、それからですね、他の局長通達ですか、これもおんなじことですよ。そういうことを恐れがない、何をもって恐れがないというのか。住民が困るいうことは、困るって言いよのにね、なんで恐れがないということ勝手に言うて、帰るのか、いうことが極めて私はね、おかしいと、そういう考えに今は立っております。

この法6条を見よったらですね、県は動物愛護のこの計画を作るについては、あらかじめ第三次高知県動物愛護管理推進計画、令和3年4月高知県とありますが、これを作るについてはあらかじめ、市町村の意見を聞かなければならぬ、ということになっておりますね。これは聞きましたか、県は市町村にも意見を。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

第三次の推進計画策定の際に、高知県として各市町村意見照会をしております。加えてパブリックコメントの実施を令和2年11月9日付で意見照会をしており、10人44件の意見聴衆があったというふうにお聞きをしております。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11番（矢野昭三君）

その6条計画を作成するについて市町村の意見を聞かなければならないやき、黒潮町はどのような意見を発しましたか。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

令和2年度の意見照会を確認してみましたが、町の方から特段の意見というものは発しておりません。意見照会の内容としましては、法律に沿ったものとなっているかという観点での意見照会ですので、愛護法の改正内容について方針に沿ったものであるということから特段意見は付しておりません。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11番（矢野昭三君）

それではですね、この計画の中に、いろいろいっぱいあるんですけどね、ちょっと時間のこともあるのでポイントのところだけ言います。この6ページにはね、地域での普及啓発の推進いうところに、県など、及び市町村はそれぞれの協力のもと、動物に関する苦情が発生している地域などにおいて、地域の区長会などを通じた適正飼養の普及啓発を推進しますとあるのは、これ、黒潮町にも区長会というのがありますが、これね区長会はねこのことを知っておりますかね。甚だ疑問ですよこれ。それから、県下でどれだけ区長会があるかそれは私は知りませんよ。少なくとも黒潮町の区長会が知っちゃうかどうか疑問でありますね。

それから、この8ページではですね、これまでの取り組みというところに市町村では窓口での犬猫の引き取りを廃止しましたってある。どうかよう分からんけど、何でこんなことをポンポン変えて住民を困らすか。住民が困ったいうものは1つも取り合わん、一方的にこれ市町村では猫の引き取りを廃止しただけ。それとですね、10ページにはですね、状況に応じて市町村、地域の関係者、民生委員地区長などである、警察などと連携し対策を実施しています、書いちゃうけど、地区町いうたら少なくとも我が町には60今2人ですかね。おいでと思う。これ知っちゃりますか。私もこの計画を7年の7月にこの問題が発生してから手にしてみても、最近ですよ読み直してみても、これやっぱりいかなあ。区長いうて書いちゃったら、どういう形で区長にご相談し、その了解のもとにこの計画を作ったのか、いう疑問が出てきますわね。区長会とか区長とか言われると。法定のものじゃない、区長いうのは、法人登録もしてない、中にはしちゃうところがあるかも分からんけど、大部分はね、法人化してない。それを軽々によね、こういう作文をしてよね、私は作文と思うちゃう、困る。県民、納税者がね、自分が生活する上で引き取ってもらいたいということを訴えよるのにね、目が開い

よったら引き取らんとかね、警察へ持ってけとかね、警察は持ってこない言う。こういう行政のあり方はなっちょらん。

その他の見てもですね、終わりの方はですよ、21 ページには高知動物愛護センターの設置いうてある。これらもですね、5年後を目処に計画の見直しを行いますと。来年なっけきちゅうがですよ。これらのことは、作るこの計画策定する前において、市町村の意見を聞かなければならない。聞いた結果としてこうなのかということですね、どうももう一回確認しますよ、黒潮町はこの計画についての、私が何点か指摘しましたが、それについてどういう意見を述べられておりますか。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

この第三次の意見照会が令和2年度に意見照会があったということを確認しておりますが、町の方から意見を付したという記録は残っておりません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

次の2番のですね、高知動物愛護センター、カッコ仮称カッコ設置の進捗状況はどのようになっておりますか。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

矢野議員の一般質問動物愛護についてのカッコ2、高知動物愛護センター仮称設置の進捗についてお答えを致します。

高知動物愛護センターにつきましては、現在高知県と高知市が共同運営をしている中央小動物管理センターの老朽化や動物愛護機能を強化するためには、土地が狭隘であることから、新たに動物愛護センターを整備することが必要となりました。高知県と高知市が共同設置協働本部にする施設として、平成30年度に基本構想を策定し、令和5年に高須浄化センター敷地内を候補地として定め、県市で協力協議しながら整備を進めており、現在令和7年度は造成工事建物の実施設計を行っており、令和9年度開設を予定していると同っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

それではですね、次のこの3番、高知県は令和8年度に高知県動物愛護管理推進計画を見直す予定です。町はどのような提言をするか問います。法6条に基づく提言ですね、計画変更する場合も、市町村の意見をこれ聞かなければならないだったはずですが、6条、関係市町村の意見を聞かなければならないでありますので、法に規定されております。だから今私が訴えたような発言したようなことを踏まえてですね、私は町の考えを示して、県の方にですね、意見提言していただきたいと思うわけで。

1つはですね、その後11月の下旬にですね、私の知り合いが道端で猫を拾うた。困っちゅうき拾うた。家へ

連れて帰って餌を与えよったけど食べん。で医者へ連れて行った。医者へ連れて行ったら血液検査とか他検査もされたけど妙にあんまりはかばかしくない、元気がない。困ったもんじゃから私にちょっと餌をやる管理をしてくれ。私も困りましたけどもね、餌のやり方も分からないし。それが病院へ連れて行って、いろいろお話しご飯食べな死にますよいうので、困ってもう入院さしてください言うたら、入院は引き受けてもらえん。もう仕方なく連れ帰る。である日もまた連れてく前に医者になろうてやり方で餌やりよったら猫にカチッとやられて、まだこの傷が全部治ってない。慌てて指じゃから血を絞り出して、出んなるまで絞り出して病院へ行ったわけですが、やっぱりね、そういうことがあってどういう病気を持ちちゆか分からんがですよね猫も。好きとか嫌いとか関係なく、そういう問題もあるし、もう仕方ないんでねそこでまた入院を頼んだけど入院を引き受けてくれない。また違うところへ連れて行って頼んだらやっとな入院は引き受けてくれたが、その夜中に亡くなったということで、明るる日の午前中に引き取りに行きました。原因を聞いたら、どっか病気があったがじやろうということ。でねえ、保健所が引き取らんいう前提の話があるときにね、その猫を見ただけではね、病気を持ちちゆうかどうか分かりませんね。内臓疾患なんか特に分からん。だから血液検査とかレントゲンとかそういったことを培養とかしてみないと分からんわけですね。その場で元気とか何とかいう判断をして引き取らんというのはね、私はおかしい思うちゆう。だから、こういったことを踏まえて対応して、住民が困らないように、好きな人はいいですよ、困らん人困らない地域はそれはそれでよろしい。大変かわいらしい生き物です。だけど困るといふ人がある場合にはね、これはね、困らないようにするのが私はね、法の趣旨に目的に沿うものであると考えておりますので、この今のところをどのような提言をするか、お聞きします。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

矢野議員の一般質問動物愛護についてのカッコ3、県は令和8年度に高知県動物愛護管理推進計画を見直す予定だが、町はどのような提言をするかについてお答えを致します。

県の薬務衛生課に確認しましたところ、国の新たな指針が示された後に計画の見直しを行う予定とのことであり、現時点では国から具体的な内容はまだ示されていない段階であると伺っております。そのような中ではございますが、先ほどもお答え致しました通り、猫につきましては、現行制度上登録制度が設けられておらず、飼い主の把握や個体数の把握が難しい状況でございます。こうした課題を踏まえ、町といたしましては、犬と同様に猫にも登録制度を導入することが望ましいのではないかと考えており、県の計画見直しの際には、制度の在り方についてご検討いただけるよう提案したいと考えておりますし、実際に地域でのお困り事が多数寄せられている状況につきましても、関係機関との情報共有に努めて参りたいと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

それでは次へ参ります。

3 番目の交通安全についてでございますが、1 番目のですね、国道 56 号と荷稻鈴線の交差点は、中心線が消えて久しい。この中心線というのは、はみ出し禁止ですね、あこにあったのははみ出し禁止です。関係機関へどのような要望をしたか問います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課（村越淳君）

矢野議員の国道 56 号線の中央線が消えて久しいが、関係機関へどのような要望したのかのご質問にお答え致します。

当該箇所につきましては、建設課から 3 月末ごろ報告を受けており、現地も確認しておりました。地区要望等を受け付けている時期でしたので、警察等へ要望書として提出するよう取りまとめていましたが、時間を要してしまい、12 月 8 日、中村警察署に要望書として提出致しました。県内にこのような箇所がたくさんあるので、予算の範囲内で順次補修しているとの話をいただいています。要望の時期が遅くなりましたことをお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

今後は要望等に対し、適時適切な対応するよう心がけて参ります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

議会での答弁については、忘れたら困るので忘れんように取り組みをしてください。

それから次へいきましてね、その 2 番なんですけどそこに入る前にですね、私ね昔から子どもの小学校時分から道路愛護会というものがあって、高知松山線、土道で穴がもう至るところにあってですね、まともに今の道とは全然違う道で、それを子どものときにテミいうてね、バケツを半分に切ったような土の入れ物を持って穴埋め作業に従事しました。年に 2 回。子どもですが通る運転手の方は喜んで子どもに相手ではございましたけど私は子どもでしたので、お礼を言いながら通って行かれました。そういうものを知っておりまして、身をもって体験しておりますので、この昭和 44、45、46 あたりで工事がやっただいて 56 号、大変道がええなって快適に通る道路になりまして、まさしくこれが命の道でございます。

しかしながらですね、どうもこうあちこち 56 号通ってみるに、おかしいな思っ見るのは、整備いいですか交通安全の様々なものが、道路交通法なり道路法の中で規定されて表示等々設置されておりますが、何か物足らんなあという部分もあってですね、何とかならんかと。それはやっぱりよそを見ないかん思うて私は 2、3 年前にもね高知からね、愛媛の愛南にまで通りましたよ。一般国道 56 号見ました。そのときはね小黒ノ川が一番悪い状態でした。特に佐賀谷三里は悪かったんですよ。今年も 9 月に高知から家まで、先月家から愛南にまで行きまして、小黒ノ川は良くなりました、大変。地権者をはじめ、地域の方々、そして関係機関の皆さんの大きなお力添えで視距改良が終わってですね、もうすばらしい道になりました。あこを通るときも安心して通れるようになりましたが、こっからですね、国道 56 号、小黒ノ川の視距改良は地権者、地元住民をはじめ多くの方のご協力、ご尽力をいただき工事が終わり、大変安全に通行ができるようになりました。しかし、ここを横断しての生活があるため、減速表示などの設置をする必要があると考えますが、どのように町行政としてはどのようにお考えですか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

それでは矢野議員の 3 の 2 番、小黒ノ川地区の国道 56 号視距改良工事箇所の原則表示灯の設置についてお答えを致します。

小黒ノ川地区は、国道 56 号の視距改良工事によりカーブが緩くなり、見通しが良くなった反面、車が減速せずにカーブに進入してくるため、地域の方が横断する際に大変危険であるとの声をお聞きし、横断者の安全対

策について、関係機関と協議を行って参りました。その対策としまして、道路管理者であります国交省中村河川国道事務所により、先日上り車線のカーブ手前へ、歩行者注意、及び減速効果の期待できる破線の路面標示の設置が完了致しました。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

それで十分というようにお考えですか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

矢野議員の再質問にお答え致します。

運転者に対し、視覚への情報発信等が非常に効果的でありますので、設置後の状況を見ながら、今後必要な対策等について、関係機関と協議は行って参りたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

じゃあ次へいきますけど、その次にいくときにですね、今年の令和7年下半期各署更新というこれは何か言うたら高知県警察速度取締り指針というものがあってですね、その付随する資料として出てきたものですが、令和7年7月中村警察署分として公表されてるものが、駐在所別ですよ、56号、黒潮が19件、佐賀が11件、上川口が10件、拳ノ川が9件となっておりますね。駐在所管内の過去7年間の下半期の人身事故ですね、道路別、56号が一番多いということになっております。それで、黒潮19件でございますが、これは前は下田ノロですかね、と入野と2つの駐在があった部分を今1つにまとめておりますので、これ10件には満たないわけですね、10件には満たない。じゃあ佐賀の場合、佐賀と拳ノ川ひっついてくるとこれ20件になる。それだけね佐賀の方は事故が多いがですよ。

で、平成17年度に道路交通センサスというものが発表されておりますが、これ24時間交通量ですね。不破原の横竹いうところが7,000転んで20件。鞭の中川原いうところですね、9,480件。だからね、大ざっぱに見た場合、佐賀の方がいかに事故が多いかいうのは分かるがですよ。事故が多い。統計データから見ると。ほんで最もね平成11年度か9年にやったデータもございすけれども、このときは入野の神ノ前ですかね、そういったところの資料もございすが、これはまた交通量が多い、そういうところ交通量の多いところのこの19件なのか、交通量が少ないけれども事故の発生が多い、拳ノ川駐在所管内は9件、佐賀駐在所が11件ですけど、これ足したら20件になる。だからそういうことを考えるとね、いかに佐賀の方が危険なことも分かるわけですよ。危険なところはね危険でないようにしないとイケませんね。これは常識の話ですので、そこで小黒ノ川の質問もしたんですが、道路必要に応じて要望するということですので、それはそれでいいですが、次の方へこれから移っていきます。

3番目のですね、令和7年、中村警察署の速度取締り指針には黒潮町での事故発生が多いと公表されている。それから国道56号不破原に設置されている横断歩道交差点バス停留書や、これらの施設の前後にある直線区間で高速追い越し運転による事故が多発している。この区間を追い越し禁止区域にすると共に、追い越し禁止と

いうのははみ出し禁止の意味を言ってるんですけど、交通安全のため、関係機関に対し要望していると思慮しますが、見通しを問います。その中で地区を追い越し禁止にする、これははみ出し禁止の意味ですよ、する、及び減速表示をすることについての見通しはどのようなものでしょうか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

それでは矢野議員の3の3番、国道56号不破原地区における追い越し禁止、及び減速表示の見通しを問う、についてお答えを致します。

まず減速表示につきましては、先日道路管理者の国交省により交差点両側手前への横断者注意、及び減速効果に期待できる波線の路面表示の設置が完了致しました。次に、追い越し禁止区間への変更につきましては、地元要望を踏まえ、昨年度、中村警察署長に対して要望書の提出を行いました。しかしながら、その回答は高知県警本部に上申を行ったが、設置基準を満たしていないため、規制線の設置はできないというものでございました。

しかし、中村警察署としては、交通安全推進、交通事故抑止のための白バイによるパトロールや速度違反等の取り締まりの強化を実施していくとのございます。町としましても、どのような安全対策がとれるのか、引き続き関係機関と協議を行って参ります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11番（矢野昭三君）

どんな基準かは私には分かりませんが、基準に達してないのでできんというその基準というものが何なのか、私には分かりません。理解できない。で理解した上で言うんじゃないですよ。それ理解できないので、私は続けて発言しますが。このね、これ不破原の区域とされるところやけど、500、大体直線見通しがきくのはね、500メートルぐらいやなと思ってます、これ測ってみて。スケールアップしたら。その中に、こちらから行くとね、カーブのところを回るところでもうヒヤヒヤしながら行って、直線の辺り行ってねやとね、向こう見通しができるわけですけど。横断歩道が最初に出てきますわね、横断歩道は左側を走行しよう人はもっと分かりよいですね、先頭で。追い越しをかけた人がですね、確かに目の前の頭上には横断歩道の表示がありますが、色が溶け込んでますね。背後の色に、山が緑ですので、水色青っぽいと白い色ですので、溶け込んで分かりにくいね、横断歩道そのものをなかなか分からんですね。特にですね、50キロ、規制速度50キロ、それを追い越していくがですよ。それ自体が交通違反ながやき。あの間で100メートルぐらいの間で追い越しかけよう思うたら最高速度50キロですよ。だからね25キロ以下で走りゆう場合に、前の車が、はじめて100メートル、安全なところで歩道の手前30メートルのところまで追い越しが終わる。そんなてんぼなことしようがですよ。ほんでやっていく人はね、交差点の中らでそのままやっていきゆう。ほんで4交差点がある。もう1つ町道がありますのでね、実際はね5差路になってますね。バス停と5差路とそんなもんが固まっちゃうわけです。だから町道から5差路のところ向こう見たら今度はもうスキージャンプ台のようなもので見えない。だから命がけで飛ばしゆう。だからね巻き添えをくうもんはね、困る。警察はね、やるやる言うてもね私が取り締まり見たが2回。やりようことはやりようがやけどね。一旦事故が起きると、個人の損失のみならず地域も困る、地域の人が助けに行かないかん。何もかも止まる。幡多の経済も停滞する、そういうことがありますので、もう少しですね、強く私は要望していただきたいと。高知から愛媛の県境まで行ったときに、このところ

が一番悪いと、黒潮町の中でもここが一番路面標示などを綺麗にできてないと、やってない、ということがよく分かります。だからねそういうことを踏まえて、住民の生命財産を守るためにですね、しっかり取り組むことを期待しまして、次のところへ移ります。

4番ですね、高知方面へ向けて、国道56号の電光掲示板に現在は掲示板外しています。ほんでこれは脱着可能な施設ですので現在は外しちゅうです。これは前方にですね、横断歩道交差点バス停留所があるの表示をすると、効果があると考えますが、関係機関に要望するか問います。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

それでは矢野議員の3の4番、国道56号の電光掲示板への注意喚起表示を関係機関で要望するかについてお答えを致します。

国道56号の不破原区間には以前、国土交通省所有の道路表示盤を設置しておりましたが、片坂バイパスの開通に伴い、より効果的に情報をお知らせをするために、拳ノ川インター付近へ移設を行ったとのことでございます。また、国土交通省所有の掲示板に掲示する内容は、道路事情についての表示であり、道路交通法の規制に関するものは公安委員会の所管となるようですので、今後中村警察署等の関係機関と協議を行って参ります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11番（矢野昭三君）

道路交通法に抵触しないやり方はありますので、それはそれで研究してください。あれは国交省の施設ですのでね、それはできるはずですよ。

それですね、中村警察署のですね、署長からの一言というものが、私はここに所有しておりますので、それは公開が2024年4月9日、更新が2025年4月30日で新しい今年のものでございますが、中村警察署の署長として着任しました湯城でございます。当署館内にお住まいの皆様方には平素から警察活動の各般にわたってご支援とご協力を賜り、所員を代表しまして厚くお礼を申し上げます。さて近年の治安情勢を見ますと、特殊詐欺の不審電話や被害の発生、悲惨な交通事故など、非常に厳しい状況が続いており、また南海地震対策など、将来にわたっての課題も山積しているものと認識しております。このような情勢を踏まえ、皆様日々平穏な生活を送っていただけますよう、県警察の運営指針、高知県の安全安心を守る、強くやさしい警察の実践のため、署員一丸となって取り組んで参りますのでよろしくお願い致します。これ、皆様に対するお願いでございますよ。こういうような姿勢があるので、私はね、今私が発言したようなことに、交通安全につきましてもよね、私は打てば響くというように考えておりますので、ぜひ住民の生命財産を守るために、頑張ってください。ことを祈念しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（中島一郎君）

これで矢野昭三君の一般質問を終わります。

議長（中島一郎君）

次の質問者、浅野修一君。

2番（浅野修一君）

よろしいですか。

はい、少しお時間取りました。

すいません。

それでは、議長のお許しいただきましたので、通告書に基づきまして質問の方に入りたいと思います。今回私、3問、質問の方構えらせてもらいます。

よろしくお願いします。

まず初めに防災対策についてでございます。

黒潮町はこれまで、斬新で、実効性ある施策により、対策を講じ、発展してきたと思っております。

そんな中でも、今一度、視線を変えた再検討の必要性を感じており、以下について問うとしております。

まず最初にカッコ1と致しまして、町内の道に沿い樹木が、特にスギの木が乱立する個所が多くあるが、スギの木は根を深く、広くは広がらず、しっかりした基盤をつくることができない樹木であります。

倒木が要因の救助活動、物資の搬送、ましては復興にも支障をきたす恐れが多大であり、早急な対策の必要性を強く感じます。

現状の把握、考え、町の対応を問うとしております。

この質問についてはですね、皆さんご存知のとおり地球規模の気候変動。

議長。時間が急に38分になりましたけど。

先ほどの配布時間も入ちゅうがですか。

失礼致しました。

はい、質問に戻ります。

基、地球規模の気候変動、黒潮町も真っ只中におるわけですが、そんな中での今では聞き慣れてしまった線状降水帯とか、緊急地震速報、津波警報などのニュースが日常茶飯事のように多くの方が、お聞きになって少なからず不安に感じているのではないかと推察致しますが、そんな中でもこれまで黒潮町の方はですね、推進してきました防災対策によって関連する施設、本県は元よりですね、他県の自治体の見本となる政策であったとこれは本当に私も誇りにも思っておりますし、結果全国から視察研修なども多く来られておるのが現状でございます。

それほどの黒潮町だからこそ、今一度、政策の見直しの方ですね、少し足りないと言ったら失礼ですけど、もう少し取り組むべきところもあろうかと思えますんで、その時期であろうという思いで質問しております。

答弁の方お願いします。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

それでは浅野議員の町内道沿いの木の被災時における倒木等への対応についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、町道沿いにおける支障木に対する対処法について説明させていただきます。

道路には車両等が安全に通行するために道路構造令第12条により建築限界が設けられております。

道路管理者として、町道沿いの流木が建築限界を侵している状況にある場合について、事故を未然に防ぐため土地所有者による事前の伐採をお願いしているところでございます。

ただし、緊急性を要し、土地所有者への連絡が取れない場合は道路法により、道路管理者において、直接伐採を行っております。

議員ご質問の災害時の倒木の可能性のある道に隣接するスギの木の対応につきましては、植えられている個所が官有地か民有地によって違ってまいります。

町有地の場合は状況により必要があれば町で伐採することは可能です。

しかしながら、町道沿いの山林の多くは民有地であり、民有地に植えられているスギの木については、先ほどご説明しました現状で支障がある部分での対応しかできないのが現状でございます。

災害時の倒木の対応につきましては、幅員4メートル、4メートル未満の個所では、できる限り全幅員を確保するよう道路啓開を行います。

現在のところ黒潮町における個人所有物である立木の伐採についての支援制度はございませんが、町道沿いの支障をきたす可能性がある樹木等の地区による伐採に対する補助の要望も上がっております。

今後、一定の条件を対象に支援する制度を検討しており、来年度の運用に向けて要綱を整理しているところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2番（浅野修一君）

来年度に向けて補助の体制も考えておられることなんで少し安心は致しましたが、町有林で町道に面する部分については伐採可能ということなんですが黒潮町もですね、奥に長いというか各地区が長い道の奥にあるっていうふうなことで、町有林でない部分もあつたりもしますけど、伐採についての補助の方ですよ、来年度からということなんでしっかりまだ決まってはなからうとは思いますが、私道であつたり、私有林のところの私道であるとかですね、そういった部分への補助の方の考えはあるんでしょうか。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

浅野議員の再質問にお答え致します。

先ほど答弁しましたように現在のところ、補助要綱について整理をしているところでございます。

確定している状況ではございませんが、対象の行為を伐採、撤去、また処分対象者を危険木の所有者であつたりとか、危険木が倒れることにより逃げ遅れる恐れのある関係者、また被害が及ぶ恐れのある地区の地区長等に対して想定をしておりますので、今後、そこなんかをどういうふうにしていくかいうところ整理して最終的に要綱としてまとめてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2番（浅野修一君。）

何においてもそうなんですけど申請であつたり、要望であつたりして初めて対応の方を町はしておるわけですが、危険だなんて見回りではないですけど町内巡回で各課しておられると思うんですが、ここは危険だな危ないなっていうふうに思えばですね、町の方で率先していくか要望があろうがなかろうがするというのが本当であらうかと思ひますんでその辺も含めてね、巡回される方にもですね、その点もぜひ周知していただければと思います。

町有林と私有林で当然所有者の権利もあつてそうなんですが、私有林であつても危険というか危ないっていうふうに見極めることもあろうと思ひますんでね、先ほども言ったように見回りの折にそういった個所あればですね、逆に所有者の方にそういった提案というかここ伐採していいですかみたいなことも可能かと思ひます

んでね、そういった防災への取り組みなどで積極性を持ったですね、所有者の方への提案であるとか、そういったこともね、ぜひ行っていただきたいと思います。

それで先ほども時間取らせましたお手元に高知新聞社さんの許可もいただきまして配布させていただいておるわけですが、これ9月の台風15号によるその影響による倒木の写真なんですけどこういった状況町内の多数箇所あると思います。

こういったことが起こればですね、当然のことなげですが、いくつもあるところ復旧、復興にまで支障をきたすと。

また、倒木の付近に住まいされておる住民の方の生活に支障をきたすというふうなこともございます。

高知市の土佐山弘瀬ですかねそちらのものになるんですが、住民の方やと思いますけども、立ちすくんで苦慮している写真でございますが、この弘瀬っていうのは94パーセントが山林らしいですね、黒潮町町内全域ですけどうちが82、3パーセントというふうなことで決してこういう状況は他人事ではないというふうな受け止めをぜひ強く持っていただいてなかなかこういうことになると復旧作業と言いますかそういったこともこんなに大きな樹木はですね、倒木それは当然取り払わんことには通行は不可能でありますのでそういったことも勘案してですね、ぜひ災害の前、南海トラフにかかわらず災害の前に質問にもありますように前もっての伐採というふうなことはですね、道を確保するっていうことは要は物資の搬送であったり、救急車であったり、そこには火事も起こるかもしれない消防車の通行であったり、そういったこともですね、必要になってきます。

まずは、倒木から奥の方の生活の支援もなかなかできなくなると思いますんで、そういったことへのですね、町としての前もっての伐採の強い意志がほしいがですがその点いかがでしょうか。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

浅野議員の再質問にお答えしたいと思います。

基本的にはですね、危険木等がある自治体の処理としては、所有者の方が対応しているというのが基本でございます。

その中で先ほど申し上げましたように道路に対して支障がある、先ほど言った建築限界等に影響があるところに対しても本来であれば所有者の方に倒してもらおうというところなんですけども、どうしてもなかなかその対応がすぐ即時にできないという場合、危険がある場合に対して現在町が対応しているところです。

で、それ以外の危険木に対しては先ほども答弁しましたように現時点で町として対応できる部分はございません。

ですのでそういった部分に関してもできるだけ危険と思われるところに関してはその所有者の方にやってもらうというところにありますけども、なかなかそれが進まないという状況が自分たちも承知していますので、そういったところから地区からも何とかならないかという要望が上がっております。

そうした際にその対応したときに町として補助していくということを今現在考えておりますので、先ほど答弁しました要綱の中で整理をしてどのような形でそういったことが対応できるか、まあ考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2番（浅野修一君）

先ほども申しあげました補助金制度を構えるってこれはまったく悪いことではないと思うのですが、果たしてですね、補助金があるから自腹もありますんでね当然自己負担部分もありますんでさあやりましようかっていう所有者の方なかなか少ないんじゃないかと思うのですがねそういった部分でこの道は守らないといけないというふうな道もあろうかと思えますんでねそういった部分補助金うんぬんっていうふうなことの考えにたがわずですね、町が積極的にそういった支障木あるのでそう認めるのであれば町の方でするっていうことが事前復興の始まりじゃないかと思うがですよ。

その点もう一度答弁もらえますか。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

浅野議員のご質問にお答えしたいと思います。

その木が危険であるかどうかという判断はなかなか難しいところがございます。

それがどこが危険かという危険と思えば危険と思うところは町内に関して各道路に関して多くございます。そうしたことを全て町の中で町がやっていくということに関して進めて行くには財政的にも、しかも所有者の承諾を受けなくてはならないという状況がありますので町が主体となってやることはなかなか難しいというところで今回そういったところが見受けられるといったところに関して、例えば地区の方にお知らせをして地区で対応してもらってその中で補助をしていくとか、そうしたことができればというふうには考えているところなので、そうしたところをあくまでも主体として町というところではなく、やる場所は個人さんであったり、例えば地区であったり、そうしたところが対象として考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2番（浅野修一君）

現状のそういった考えではなかなかいざというときに言いますか被災した折には何と申しますか後の祭りのなことになろうかと思えますんでねその辺今一度、庁舎内ですらね検討を揉んでいただいて対策の方をですね、ぜひお願いしたいと思えます。

そうでないと本当いざというときには何ともならないと思えます。

黒潮町はそうですね、今まで人の命を守る安心安全を福祉をそういったことをうたってまいっておりますんで、ぜひですね、今一度、ご検討の方お願いしたいと思えます。

そうでないと住民、町民の命はなかなか守れないと思えますんで、ぜひ、ご検討の方よろしくお願ひしたいと思えます。

カッコ1の質問を終え、カッコ2の方に移りたいと思えます。

カッコ2と致しまして、被災時では、重機や衛生車両がなければ、日常生活はもとより復興への道は遠のきます。

保管状況、今後の町の対応策を聞きたいと思えます。

お願ひします。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

それでは浅野議員の被災時における建設業者や衛生社との協力、復旧作業の方針と対策についてのご質問にお答えしたいと思います。

私の方からは、建設業者に関する対応について答弁させていただきます。

現在の重機等についてでございますが、町内の大部分の建設業者が浸水区域外に保管場所を持っておりますので、災害時においても重機については、保管場所にある状態であれば確保できる状況でございます。

被災した際の復旧への協力体制につきましては、応急対策活動について町の要請により、業者協力いただけるよう黒潮町建設協会と災害時の応急対策活動協力に関する協定書を締結しているところでございます。

協定に基づき黒潮町総合防災訓練では、災害想定による各地区の要請内容により、建設業者に被災対応について要請を行う情報伝達訓練を実施しております。

しかしながら、重機の確保につきましては、保管場所ではなく、工事現場にある状況が想定されますので、現場が浸水区域にある場合は困難となります。

また、被災時の対応についても高知県道路啓開計画により国道、県道の道路啓開が優先されることとなっておりますので、町の要請に対する業者に動きについても課題がございます。

災害時における重機の確保、対応につきましては、防災部局、国、県ともに共通の課題として挙げられますので、今後、その対策については、課題共有しながらどのような対策、体制で望むのか協議していきたいと考えます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

浅野議員の一般質問につきまして、私の方からは衛生車両の高台保管の状況についてお答え致します。

大規模地震による津波災害等の応急対策期において、衛生車両の確保は、議員ご指摘のとおり大変重要な課題と認識をしております。

黒潮町内の事業所の方へ聞き取りを行いましたところ、現時点では高台保管が可能な状況になっております。

一方で事業者によっては、すでに確保している場所が住宅地付近であり、衛生車両というイメージから周囲への配慮が必要な状況であるとお話もお伺いしております。

このため、これまでご質問頂いた際にお答えをしておりますとおり、高規格道路事業の進捗状況等を把握しながら、より保管しやすい場所の確保について、今後も国土交通省などと情報共有しながら、高台保管の支援を続けてまいります。

また、まちづくり課長の答弁にもありましたように保管場所自体は高台に確保してありますが、事業活動中に被災してしまう可能性も十分ございますので、広域での受援体制の構築や応援協定の締結など、必要な対策について取り組みを進めてまいります。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2番（浅野修一君）

お二人の室長、課長さんから答弁いただきました。

まず、まちづくり課長の方にお聞きしますが、協定書の方はだいぶ前に協定の方結ばれておられると思うんですが、協定書の内容ってどうか自分ちょっと把握してませんが再検討というふうなことはしてありませんか。

例えば先ほど言った工事現場で水没する危険性もあるであるとか、そういったことへの対応というかそんな

文言は協定書の方にはありますか。それとそういう再検討はしておりますか。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

浅野議員の再質問にお答えしたいと思います。

協定を結んでから再協議はしていません。

また、さっき言った重機に対する浸水をした際の対応等、協定書の中で協議する内容とはなっておりません。ただ、その内容に関しては先ほど言いました町としてやっている防災訓練の際に建設業者とはどういう形で要請をしていくとかいう打ち合わせをしますので、その際にこういったこともあるというふうなことは双方の共通認識では持っている状況でございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2番（浅野修一君）

そういったことですね、平時から建設業者さんとは密に情報交換といいますか意見交換なりする必要があらうかと思っております、その点はぜひですね、密な情報交換の方お願いしたいと思います。

町独自の対策っていうふうなことになるとちょっと難しいかとは思いますが建設業者さんとお互いができることをすり合わせてそういった前向きな検討会もぜひ、持っていただけたらと思っておりますのでよろしく申し上げます。

次、環境の方ですが、衛生車両についてですが、高台のですね、これは以前から自分も行って申し上げたことなんであれですが、高台にもう土地は構えてあると、でもそこは衛生車両の駐車としてはちょっと可能でないというか、適さないというふうなことで、まだいまだに高台に保管の方はできてないとか、そういった高規格道路の関係で道路の方になんかもう来られるというかそういったことにもなるんじゃないかっていうふうなこともちらと聞いたことあったりもするのですが、いずれにせよですね、そういった高台での保管っていうことはもう必須やと思うがですよ。

これあのもしもですね、浸水想定区域内に衛生車両の方置いておって水没してしまえば大変なことになると思います。

たぶん自治体と協力し合うっていうふうなこと申して言うておられましたけど他の市町村にしても災害を受けてるわけですので、うちだけが災害を受けたので被災したのであればそれ協力も可能かとおもいますがね、うちのことはうちの町でやらないことには間に合わんというか何ともならんと思っております、その辺室長、あれですか、打開策というかそういったものは持ち合わせておりませんか。再度答弁願います。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

議員ご質問のとおり南トラで言いますと県内全域大きな被害が想定されます。

で、基本的に町内で完結が理想ではあるんですが、なかなかやはり、そこまで先ほどあったように保管を高台はしていますが事業活動は当然停止ですのでその可能性は十分にあります。

なので、先ほどお答えしましたように総合協定ですか、場合によっては県外とかの視野も想定されると思

いますので、まず、高知県が昨年度県内の業界団体さんと協定を締結しておりますので、まず、県内の協定というものは締結しております。

今後で言いますと、仕組みとしましては、高知県の方から全国組織であります災害廃棄物処理支援ネットワークというものがありますのでそういった協定を含めてですね、現在のところ協定締結というものはできております。

以上です。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2番（浅野修一君）

協定の方でできているそうなのでネットワークを張り巡らしてですね、ぜひ、緊急時言いますか被災時の対策の方今後でもですね、よろしくお願いをしたいと思います。

衛生車両ないことには本当何ともならないと思います。ただ、町の方も各集会所であったり、そういったところに簡易のトイレであったり、そういったものも完備の方していただいておりますのでその点は一時しのぎと言いますかそれは可と思っておりますので、完全言いますか高台での保管っていうものの管理の方徹底していただけたらと思います。

住民の生活守るためにはどちらもですね重要なことです。

重機がなければ復興であるとかそういったことはもう全く論外、考えられぬことになろうかと思ひますし、どちらもですね、いろいろ困りごとっていうか業者さんにもあると思ひますので、そういった意見交換であったり、困りごとであったり、それもですね普段からぜひですね、詰めた話の方もお願いしたいと思います。ぜひ、抜かりのないようにって言えばちょっとえらそうで語弊はありますが、抜かりない対応、対策の方ぜひ、お願いして1番の防災対策の方は終わりたいと思ひます。今後もよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2番の産業振興についてでございます。

高規格道路の開通前に生き残り策の一つとして、黒潮一番館の改装、再開が必要ではないか。

このことをどう考え、対策はあるかを問うとしております。

質問要旨でも申し上げましたが、黒潮一番館はカツオの町、黒潮町の大きなアピールポイントであると自分は考えておりますが、産業振興の一環としてのですね、改装等による再構築が必要であると私は思っております。

今一度ですね、検討して実行することこれが有効だと思っておりますので、その思いでの質問ですが。

カッコ1と致しまして、カツオの町をうたい文句とする黒潮町ではあるが、他の自治体からは一歩も二歩も遅れたと感じる。

改装等による来館者の増強を図り、町内の人の流れを作り出す必要性を強く思うが、町の考え、対策等を問いたいと思ひます。お願ひします。

議長（中島一郎君）

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

それでは浅野議員のカッコ1、カツオの町をうたい文句とする黒潮町ではあるが、他の自治体からは一歩も二歩も遅れたと感じる。改装等による来館者の増強を図り、町内への人の流れを作り出す必要性を強く思うが、町の考え、対策等を問うのご質問にお答えします。

黒潮一番館の改装と再開につきましては、指定管理者の経営方針もありますので、指定管理者と連携を図

りながら対応をしていくことが必要になると考えます。

現在の指定管理者の経営方針は冷凍のカツオを使わないことにこだわり、自慢の魚料理のみでメニューをそろえています。

カツオは鮮度が落ちやすいため、空気に触れる時間を最小限に抑え、特に一番おいしいカツオを味わっていただくこと、ここでしか味わえない鮮度抜群の地元で獲れた格別の生のカツオの提供にこだわって経営する状況にあります。

一方で、県内でも誘客者数の多い道の駅なぶら土佐佐賀でも、お土産から食事の提供等でカツオをPRする状況にありますので、双方の強みを生かしながらカツオのPRにつながればと考えます。

以上のように考えますので、現状では黒潮一番館の改装と再開発は考えていない状況にありますが、施設の維持管理及び修繕に必要となる予算は確保していきたいと考えます。

人の流れを作り出すといった点では、コロナ禍以降、教育旅行等のタタキづくり体験の体験者数が回復しない状況にありますので、幡多広域観光協議会等と連携を図りながら教育旅行等の来客者の取り込み等体験者の増に向けて対応を図ってまいりたいと考えます。

今後も指定管理者との連携調整を図りながら、経営方針に沿った支援を行ってまいります。

また、カツオの町のPRにつきましても、海洋森林課と連携を図りながら取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2番（浅野修一君）

指定管理者、漁協さん言いましたかね。

冷凍ものは使わず生の戻りカツオではない朝獲れといったことであろうかと思いますが、そういうところで生のものでよというふうなことをもっとPR言いますかそれも発信の大事やと思いますんでその点はよろしくお願ひしたいと思います。

現状の一番館。最近行かれたことであろうかと思いますが、器材言いますか、捌くというか調理する台なんかにしてももう古びておってですね、それこそ今言われた修学旅行であるとかそういう誘致に関してもなかなか何だこれはみたいな台もあったり、それと何言いますかねちょっとこう見栄えが悪いとかそういう部分もありますんで施設の改修うがは大事やと思います。イメージダウンになるようなことじゃ困りますんで、イメージアップの方ができるようなですね、そういう対策も指定管理者とともによく揉んでもらって人が来ても気持ちよくしていただけるような場を作っていただきたいと思います。

それでですね、私3年前ですか、令和4年12月議会でも同様の質問であったり、提案をしたのですが、室長の方で今後、解消すべき課題であるとか、黒潮一番館にとってですよ、将来にわたって予算の手当とかそういうことの前定とか、計画とか。あればお聞かせ願ひたいがですけど。

議長（中島一郎君）

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

浅野議員の再質問にお答えします。

予定の方ですけども、予定の方としてはありませんけども、毎月一番館の方の関係者の方と定期的に協議を持っている状況にありますんでそういう協議の中で出てきた事項、改修等必要な事項につきましても、次年度の予算であったりとかで次の年度の予算等に反映をしていきたいと考えています。

以上です。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

毎月意見交換やっておられるということなんで少し安心もしましたが、その中で要望というか苦情ではないですけど、要望あれば早い対応をぜひお願いしたいと思います。

それで今回産業振興についてってことで質問の方させてもらってますんで、産業振興、本当、黒潮町の一目一番地というか本当大事なところでございますんで、今後もですね、力入れた対応をですね、ぜひお願いしたいと思います。

議長。ここで休憩ですか。

その点はよろしくお願ひしたいと思います。

議長（中島一郎君）

ただいま浅野修一君の一般質問中ではございますが、ここで13時30分まで休憩を致します。

休 憩 12時00分

再 開 13時30分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

午前中に引き続きまして、3問目の質問に入りたいと思います。

3 問目。

山林再生についてでございます。

保水力の向上には、人工林を広葉樹林へと転換、拡大する必要がある、また、このことは山のみならず海洋環境の改善となり、加えて有害鳥獣対策にもなり得ると考えるが、町の見解、対策はとしております。

カッコ1と致しまして、治山治水、防災、自然環境の保全、有害鳥獣等への補助金の削減、脱炭素対策等、多岐にわたる効果があると考えております。

町の対応策を問います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員のカッコ1、治山治水、防災、自然環境の保全など、多岐にわたる効果がある。町の対応策を問うのご質問にお答えします。

議員ご質問における、町内における山地での治山治水機能並びに自然環境の保全などが総合的に発揮されるためには、樹木の樹冠や下層植生が発達した森林である必要があります、スギやヒノキなどの人工林の場合におきましては、植栽、保育、間伐等の森林管理を適切な時期において行うことによって、その機能は形成し、持続的な環境保全が維持されております。

広葉樹林の場合につきましては、その落ち葉における微生物が、土と水を上質にし、豊かな生態系を育てております。

また、広葉樹は山地に水を蓄え、湧水にならないように保水する能力は高く、針葉樹と比較し、土中に広く複雑に根を張り、結果としまして、高い保水力を保つことができることで、森林の持つ多面的な機能や水源涵養機能において非常に重要な樹種であると捉えております。

このような面を踏まえつつ、町内における林産材の商業的価値を勘案した上でそれぞれの樹種を選定し、適切な管理を行うことにより、林業施策と森林保全における多面的機能の両立を図り、未然に山地災害を防ぐことが重要であると考えております。

町としまして、令和6年度より山林伐採後における新たな再造林制度への取り組みとしまして、森林環境譲与税を活用した黒潮町森林環境保全整備事業を実施しております。

現時点での山林皆伐後における再造林の樹木種は、スギ及びヒノキを当該事業の樹種としておりますが。

議員ご質問におけるクヌギやナラ、ウバメガシ、クリなど、新たに広葉樹への事業拡大や、果実など収穫が見込める樹種の選定なども含め、今後とも山林整備におけるさまざまな角度より方向性を探り、将来にわたり持続可能な町内森林環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2番（浅野修一君）

課長おっしゃるとおりですね、多面的機能という意味では、質問にもありますように治山治水、防災、環境の保全、有害鳥獣等への補助の削減と。それと国からの指定いか脱炭素に対することについても本当重要なところであると思っております。

昔、自分たちが小さい時であれば山の木を切ってですね、雑木を切ってそれを燃料、ご飯を炊くであるとか、いろんなそういったことに活用はしておったことで、そのことでした仮にはないですけど、山の整備の方がもう自然と生活の中に取り組みされたことで自然と山を保ってたおったわけですが、いかんせんスギ、ヒノキについてもですね、これは戦後の国の政策というか建設資材としての利活用ということでの植栽であったと思っておりますが、それも外国産、外材の安価なものによって変わられたっていうことも大きな要因となっております。このこともですね、山への気力というかやる気であるとか、こういった漁業でも農業でもありましたけど、後継者不足、山をしっかりと見るものがないと、見るだけの価値も出ないとかそういったことでどうも山に対するねその気運であったり、やる気の方がどうも失われてどんどん山の方がすたれ果てておるとというのが現状であろうと思っております。

昔からよく山は自然のダムであるというふうなことで保水力ですね、水を蓄えてくれてその水を川へとおくっているか。その水を農業にしても農業用水、これ水がないことには田畑もやっていけないわけでそういう意味も含めて山の大切っていうのはね、もう皆さんも重々わかっておられると思いますが、山を大切にすることには自分たちの生活を守るっていうことに直結していると思っております。

災害時でも水が大事、食料もそうですけど水がないことには人間生きていけないわけでそういった意味でもですね、このところ見てますと川の水が少ないとか、時には枯れてしまうような小さな川においてはですね、そういった現象というか状態もよく見受けられるようになってると思っております。

そういう意味でもですね、先ほど言った山は自然のダムというふうなこと言われてる。それと新潟、福島の方ですかね、漁業者の方が山に木を植えるとか、山は海の恋人であるというふうな●で、そういった他業種いうか山に、山には直接関係ないけれども、漁業の方、農業の方、そういった方が山を大切にするというふうな

動きもずっとこのところ行われておるそうです。そうすることで漁業にするわ、これらのカキ養殖の方が先進的にやっておられたようなのですが、そういった取り組みの方をしないとですね、水資源はこの気候変動も含めてますます自分たちの生活に直結したそういった問題であります。

そういった意味においての質問なわけですが、本当に山が蓄えた水っていうのはミネラルであるとか、いろんな栄養分をですね、海へと流してというかそういったことですごい価値のあるものだと思ってます。

午前中も藻場であるとか、磯焼け、同僚議員からもそういった話ありましたがやはり、そういう磯焼けであるとか、藻がなくなってしまう。

確かにウニであるとかそういった食害もあろうかと思いますが、水質の面でもですね、栄養分が海に届けられてないってことはね往々にしてあろうかと思えます。

そこで課長、先ほど広葉樹大事っていうふうな話もいただいたわけですが、広葉樹林と針葉樹林この差というかどれくらいに感じておりますか、どのように考えておられるか意見をお聞かせ願えますか。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

私自身の針葉樹あるいは広葉樹の考え方と言われますより、先ほど議員ご質問にありました海洋環境の改善、こういったとこ一つ取りましても森と海は密接につながっており、豊かな森づくりが海を豊かにするという方向性は捉えております。

具体的には、森林が豊かな保水力や水源涵養を持ち土砂や砂が海に流れ込むのを抑える一方で、特に広葉樹林などにおきましては、落ち葉や腐葉土より発生する栄養物質が海においてその役割を果たしております。

議員先ほどおっしゃれました山は海の恋人という考え方は森林の持つ多様性が持続可能な漁業や海洋の生態系この一翼を担うことで不可欠な役割を果たしているというふうに考えております。

町としましても、今後の方向性の中で今ある人工林の保育間伐、こういったところを適正に進め、最終的に森林の皆伐、伐採におきましては、現在の再生林の制度そういったところにおける樹種の選定、これを適正に行って取り組み、トータルとして今後とも持続可能なサイクルに基づいた豊かな森づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2番（浅野修一君）

はい、ありがとうございます。

やっぱ流石にすごくわかっていただいているんで安心はしましたが、課長今言われた土砂の関係なのですが、一部禿山と言ったらちょっと語弊ありますが、木を切ったままでそのままの山とかもよく見受けられるがですよ。

そうすると今言われた土砂の方がね川へ流れていてこの土砂が川を伝って海へ流れて海の磯を追ってですね、藻が枯れるというふうなこともですね、顕著にそういう影響が現れておるのだと思います。

それと台風がこれはいいことの方が多いと思うのですが台風が来るのが全て悪いこととは自分は思っていないのですが、台風が来て海を混ぜるといって波で堆積した土砂をバラってくれるっていうふうなその台風には力もあるんじゃないかと思えます。

最近そういうこともあまりないもので余計なほどそういった状態になっているんじゃないかと思ってもおります。

そういう意味においてもですね、やっぱり山は大切にしていないと多方面にそういった悪影響が現れてまいりますんでやっぱり山を大切にすることのその本当の大切さを皆さんに共有していただきたいと思います。そうでないとですね、この後継者であるとかそういった話も出るわけですが、後のもの今の子どもたちに残すことができないというふうなことがもう永遠に続いていって町がなくなるんでないかというふうな懸念も持っておりますんで、そういった意味でもですね、山っていうのを大切にすること。これはぜひですね、町として力を注いでいただきたい重要課題であると思っておりますんで、今後ですね、いろんなやり方っていうか先ほどクヌギであるとか、クリであるとかっていう話いただきましたけどそういったこともですね、スギを切ったからスギをまた再植林するっていうふうな考えもあろうかと思っておりますけど、それだけではなくて違った方向性言いますか町を残すためにいうふうな大きな目的いうか目標に向かってですね、もっともっと山の再生をぜひですね、やっていただきたいと思っております。

それと質問にもあります有害鳥獣のことに關してですけど、本当に今すごいニュースで言われておるのが熊の問題が特に言われておるんですが、それもこれも山に食べるものがないから出てきているというふうな原因があろうかと思っております。それと町内でも多く見られるんですが、イノシシによる田んぼに入って。

延長もらえますか。8分ですかね。

どこまで行きましたかね。

有害鳥獣の方ですね。

これもやっぱり山に食べるものがないと里へ下りてきます。そういった意味でですね、山奥やなくて奥山の方にそういった実のなる木ですよ。特に町有林であれば今すぐにでも可能なんでないかなと自分としては思っているところですが、そういったことで町有林の方のちょっと把握ようとしてなくて失礼ですが、奥山というか高いところに町有林があろうかと思っております。そういったところへの実のなる木いますか、鳥獣たちが大好物な樹木を植えるというふうなそういったことは可能だと自分としたら思うわけですがいかがでしょうか。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

町有林におけるいわゆる皆伐全部切っている部分につきましては、現在平均で町内における町有林、樹齡は60年を超えております。それぞれ伐採の適齡期を迎えましたスギ、あるいはヒノキが多数存在しております。

議員ご質問における町有林における再造林、そういったところの樹木種の選定について、針葉樹から広葉樹への転換をしたらどうかというご質問であります。現在、基本的には町有林伐採後の再造林の樹木種は、ヒノキを想定しております。

今後、町有林におきまして、広葉樹林を整備していくことが先ほどから議員おっしゃられる水源涵養や自然環境の保全、あるいは有害鳥獣などのえさ、そういったところにえさの確保につながっていることは側面として十分には認識しておりますが、町有林のことを考えたときに町民の皆さまの大切な立木財産であろうというふうにも考えております。

そういった経済的は考え方も踏まえまして、今後、現地再造林再度行う場合の状況につきましては、現地状況にもよりますが、総合的な判断を含め取り組み等は考えていきたいというふうにも考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2番（浅野修一君）

再植林という意味では町有林今から60年経っておるといふうなことです。すごい大きなものになっておるわけですが、それ切ったからそこへ全て広葉樹にっていうふうな話をしてるつもりはないもので、例えば10分の1であるとか、5分の1、半分も言うたらちょっと大きすぎ、広すぎるかもしれませんが10分の1、20分の1分かりますけどそういったことへの転換いいですかそれもね重要なことやないかと思うがですよ。

だけど今も言いました有害鳥獣のことについてもですね、どうぞ奥で食べてくださいっていうふうなことながですよ。出て来なくていいですよ、来ないでくださいっていうふうなことですんでね。

やっぱりそういった手立て、食を求めて出てきておるわけですからそういった奥山に食を提供すると。

そういったこともやっぱ人間がしないことには、もうこれイタチごっこでそれこそ毎年毎年柵をしないといかんとか、わなをかけて取らんといかんとかそういう繰り返しかで終わってしまうと思いますよ。

それだけ大きなものには伐採可能なものが多いのであれば、そこへ広葉樹をというような発想。これは外すべきではないと思うのですが、ぜひですね、そういったことを町長も含め庁舎内で揉んでいただいて山を大事にすると、絶対山を守ると。そのことが自分たちの生活を守るんじゃないかと、そうしないと守れんのじゃというような考え、思いでですね、ぜひ、このことは、やっていただきたい。

自然環境の保全これも含めてのことであり、自分たちの生活を守るためのことでもありますので、山をねあんまり甘く見よったら自分たちは本当に生活できなくなりますよ。

そんだけ遠いようで直結したことであると思っておりますので、ここはもう即座にはではないですけど、あそこが実とは言いませんけどそういった大きな木があるのであればそういう木も有効利用してですね、その後のこともしっかりと政策の中で取り入れてぜひ、やっていっていただきたいように思います。

ただ、生産性というか利益にはならないわけですけど、何回もになります有害鳥獣対策、そのことへの予算が必要になってくること、その削減、これにはねすごく大きなものがあると思いますよ。

それと今のところ人への被害いうかそういったことは今のところ幸いなことに聞かないわけですが、イノシシっていうのは牙があってそれこそ身を切るような牙なんで人への被害もですね、今後は考えておかないといけないことになると思います。

それとイノシシすごい急峻な山でも駆け上がって駆け下りてきて大っきな石を道へ落としてとかいろんな食害に限らずですね、いろんな今でいう災害に近いようなことにもなっておりますんでぜひですね、そういった意味で対策の方ねお願い致したいと思います。

その点急ですけど町長。

山への思いというか町長の山の大切さに対する思いちょっと聞かせていただいてよろしいですか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

山全般についてですけれども、一旦はですね、山を財産と考えて産業としてまわしていくのが一番だと思います。

経済のサイクルまわさないとですね、この広葉樹であろうが針葉樹であろうが再生林は進まないわけですし、一旦は経済としてまわす必要があるかと思っています。

それから種々ご提案いただきましたが、例えばですね、有害鳥獣これ広葉樹の植え替えを例えば奥でということですけども、これはまったく国内で知見が不足しております、それが有害鳥獣被害を軽減することに本当につながるのかどうなのかというのはまだ判断がされていない状況です。

なので、少しここは知見が深まるまで国内で自分たちが共有できる知見が深まるまではですね、少し慎重にあるべきだと思っています。

具体的に言われるのはですね、広葉樹を植えてえさがあってそうすると里山に下りて来ないだろうと。

しかしながら、広葉樹のなりものにも豊作不作があるわけで、豊作時が続いて絶対頭数が増えてその状況で不作を喰らったときに全て里山に下りて来ると。

こういったケースも容易に想定がされるわけですし、ここはそうですねもう少し知見を深めて判断をしないと軽々にやるともしかすると被害拡大につながる恐れがあるとそのようにも考えるところです。

それから国の方もですね、広葉樹の植え替え樹種を限られますけれども、そちらの方も想定しているようですので現行で自分たちが県の裏に少し上乘せ補助をさしていただいています。再造林で。

その分も当然のことながら国の裏の上乗せ補助をしっかりと検討していかなければならない。

実質的にやることになろうかと思いますが。

一旦はなかなか今、皆伐をしてもですね、川上に利益還元ができないというのが林業を取り巻く現状です。

そうなりますと、なかなかこう皆伐が進まないの、今いきなり広大な面積を再造林ってことはなかなかこう想定をされにくいところですけども、仮にそういうことが皆伐ができるようになった環境下でですね、次への投資がなされずに再造林がされないというのが最悪のケースですので、針葉樹、広葉樹問わず。

なので、そちらの方はしっかりといろいろなこれから作り上げていくシステムの中で管理をしていきたいと思っています。

少し長くなりましたけれども、やっぱり経済として山をまわしていく仕組みっていうのは絶対必要でして、今マーケットだけに任せますとそれは川上への利益還元ができないっていうことですので、少なくとも国や県あるいは自分たちが少し汗をかいて行政側からの支援で経済をまわしていく。

この仕組みはこれからも継続していくべきだと思っています。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2番（浅野修一君）

おっしゃるとおりで経済、利益というかそれを追求すれば当然広葉樹は考えられない世界があろうかと思いますが、先ほど来言っておりますように保水力であるとか、川、海の問題であるとかそういった面も含めてですね、今回の質問ですので無碍に広葉樹は何ですかね、理にかなわんというか。だがらもう少し後回しについていうふうなお話だったと思いますが、そうではなくてやはり川、海、それと農業、漁業を守るというふうな観点からもですね、広葉樹林への転換っていうふうなこともですね、大切だと思いますよ。

そうでないとねこんだけ気候変動なんかありますと水が枯れて田畑ができないとかそういった状況もね自分としては考えられると思います。

そういった思いの質問でございますので、ぜひですね、広葉樹は儲けにならんけんまだもうちょっとみたいな話ではなくてですね、多方面への影響というか悪影響じゃなくて好影響になろうかと思っておりますので、その辺も含めてですね、再度検討をしていただきたく思いますので、ぜひ、検討の机の上へもう一度あげていただいてぜひよろしくお願い致しまして私の質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで浅野修一君の一般質問を終わります。

議長（中島一郎君）

次の質問者、吉尾昌樹君。

10 番（吉尾昌樹君）

それでは早速ですが、通告書に基づきまして、2 問質問させていただきます。

まず1 問目に、不登校やいじめについてです。

これは県や当町も一番力を入れている教育問題でもありますし、この私が最も気になり、力を入れていることでもありますので、たびたび質問させていただいておりますが、よろしくお願いします。

10 月 29 日に、文部科学省が 2024 年度の問題行動や不登校調査の結果を公表しました。

それによると、国公私立の小中学校で、年間 30 日以上欠席した不登校の児童生徒は 12 年連続で増え、全体の 3.9 パーセントに当たる 35 万 3,970 人と過去最多を更新し、小中高校などが認知したいじめは 76 万 9,022 件で、うち身体的被害や長期欠席が生じた重大事態は 1,405 件で、いずれも最大だったと、10 月 30 日の新聞に書かれておりました。

ただ、前回のときも言いましたが、文科省は無理に通学する必要はない、といった保護者らの意識変化が不登校増加の原因と見ていて、いじめは積極的な認知が進んだ結果とするが、重大事態の増加は憂慮すべき事態としています。

また、不登校の対策として、学校内外でスクールカウンセラーらの専門的支援や、フリースクール、教育支援センターなど、学校外機関で指導を受けたり、情報通信技術、ICT などを活用した自宅学習なども行い、指導要録の評定や所見欄に反映しているとも書いていましたが、それなどを踏まえ、当町の対策はどこまでできているのかお聞きします。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは吉尾議員の、不登校やいじめに係る当町での現状とその対策を問うのご質問にお答え致します。

1 点目、不登校についてでございます。

学校に通えていない児童生徒の状況は多岐にわたるところでございますが、不登校児童生徒につきましては、全国的に増え続けており、社会全体で取り組むべき重要課題となっております。

本町におきましても、子どもの変化を早期に把握することを重視し、各学校では校内支援会を随時開き、教育委員会におきましても 3 日以上欠席が続く児童生徒について毎月状況を確認する体制を維持し、早期に支援することとしております。

こうした継続的な支援により、黒潮町の不登校児童生徒数は、ここ数年、小中学校合わせて 10 数名程度で推移しており、全国平均を下回る水準にあります。

不登校に至る背景は一人ひとり異なり、友人関係や集団生活の悩み、生活リズムの乱れや家庭環境の変化、特性に起因する不安感やストレスなど、複数の要因が重なって生じるケースが多く見られます。

未然防止としては、兆候をできるだけ早くつかむための児童生徒観察、心情や体調の把握、誰でも安心して参加でき、分かる授業や過ごしやすい学級づくりに取り組んでいます。

また、実際に支援が必要となった場合には、適応指導教室の活用、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、専門職との連携、福祉部門と協働した相談支援、ICT を生かした学びの継続支援など、児童生徒の状況に応じた多面的なサポートを行っております。

2点目の、いじめについてでございます。

文部科学省の基本方針では、いじめはどの学校でも起こり得るという前提に立ち、重大事態を防ぐためには、教職員が主体的に気づき、認知することが極めて重要であるとされています。

この考え方を踏まえ、黒潮町でも、定期的なアンケート、生活日誌の確認、ICTを活用した日々の心情把握など、子どもの些細な変化を逃さない早期発見体制を整えており、毎年複数件のいじめ事案を確認しています。

具体的な件数については、県レベルでは公表されておりますが、市町村ごとの数値は非公表であるため、回答は差し控えさせていただきます。

未然防止としては、道徳、特別活動、人権教育を中心とした仲間づくりの充実、教職員の共通理解を深める研修、日々の気持ち入力、スクールカウンセラーの全校配置等、相談しやすい環境づくりを進めております。

また、事案が発生した場合には、被害児童生徒の心のケアや学校生活の支援、加害児童生徒への行動改善指導や心理的支援といった双方に寄り添った対応を丁寧に行っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

吉尾昌樹君。

10番（吉尾昌樹君）

ありがとうございます。

今、次長も言うておりましたが、デジタル端末やオンライン学習の普及で学校外での学びが広がり、校内教育支援センターの設置も進み、登校はできるが教室には入れない子どもの安心できる場になっているとも書かれていました。

でも、私が思うには、一番大事なことは、やはり子どもに接してくれる先生方や関係する人たちだと思っております。

それぞれ先生方も一生懸命かかわってくれておりますが、そのちょっとした言動や態度などで心を閉ざす子どももいます。これは本当に大変なことですが、そこを大事に考えて、対応、対策していただきたいと思っております。

新聞にも書かれていましたが、国がとるべき対策は、全ての子どもたちが、安心して学べる体制の整備だと私も思っていますし、そうなるよう願っております。大変なことだとは思いますが、よろしく願います。

この質問は、これで終わります。

続きまして、2問目に移りたいと思います。

2問目に、南海地震対策について伺います。

おととい、12月8日午後11時15分ごろ、青森地方で震度6強の地震もありました。そして、今日もしもテレビでやっていますが、かなり被害が出ているようです。

10月30日の新聞では、今年の南海トラフ地震についての最新予測が県から公表されました。

県は、県内の震度分布や津波浸水の予測図を公表し、2012年以来の新たな想定では、最大震度7に達する自治体は、旧想定26市町村から33市町村に増えました。

また、政府も今年3月に、13年ぶりに最新の知見に基づく被害想定を公表し、本県で最大4万6,000人が死亡するとしています。

これを基に、県はより実態に即した被害を予測する県地震被害想定検討委員会を設置し、県版想定の見直しを進めているとありました。

これにより、当町も何か対策していることはありますか。お聞きします。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

吉尾議員の今年の最新予測に基づいた南海トラフ地震の当町の対策についてのご質問にお答え致します。

本年10月29日に、高知県地震被害想定検討委員会が公表した震度分布、浸水予測につきましては、平成24年以来となる詳細な地形データを用いた再評価であり、黒潮町における主な公表結果は、最大津波高33.2メートル、1センチ以上の浸水面積1,185.9ヘクタール、最大震度7、震度7の面積10.5パーセントとされております。

震度7の範囲が前回より広がった一方で、津波高や浸水面積には大きな変化は見られておりません。

今年度末には、高知県版の建物被害や人的被害を含む総合的な被害想定が公表される予定であり、本町と致しましては、その結果を踏まえて必要な施策の検討を進めてまいります。

今後の対策としましては、これまでどおり、いつ発生してもおかしくないという前提の下、住民の生命と財産を守るという基本姿勢に変わりはなく、最新の科学的知見を踏まえながら、避難計画、施設整備、個別避難計画の充実、防災啓発など、総合的な防災対策を引き続き推進してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

吉尾昌樹君。

10番（吉尾昌樹君）

濱田知事も、予測は厳しい。改めて自宅や職場のある地域の進路や津波浸水区域を確認し、耐震化や室内の安全対策、避難場所の再確認をしてほしい、との県民向けメッセージを発表しております。

当町も、高台への住宅造成や住家の耐震などはどうなっているのか。大規模な仮設住宅の設置場所や、災害関連死などを少しでも減らす対策、また、災害後の水や電気などの対策など、まだまださまざまな災害に対する準備、対策などの課題があると思いますが、当町の被害が少しでも減少するような対策を少しでも早く前に進めていっていただけることをさらにお願ひし、再質問は致しません。

これで質問を終わりたいと思います。

議長（中島一郎君）

これで、吉尾昌樹君の一般質問を終わります。

議長（中島一郎君）

次の質問者、山本牧夫君。

4番（山本牧夫君）

一般照明用蛍光灯の製造禁止とLED化対策について、質問致します。

水俣病の原因となった水銀を包括的に規制する、水銀に関する水俣条約の第5回締約国会議が11月3日に、スイスジュネーブで開催され、直管蛍光灯の製造と輸出入を2027年度末までに禁止するという事で合意致しました。

既に決定してる電球型蛍光灯と併せて、全ての一般照明用蛍光灯の製造が終わることになります。ただし、現在使用されているものは2028年以降もできますし、あるいは製造されて在庫であるもの、これも、28年以降も継続できて使用できるということでもあります。

今度は発光ダイオードに移行していくわけですが、LED化対策については、単純に置き換えて済む場合と、蛍光灯器具側の配線工事が必要なケースがあります。配線工事をしていないと無駄な電力を使う場合があります。

すし、販売店は消費者に丁寧な説明をするとともに、2027 年末から購入、施工等が集中して、時間を要する恐れもあります。

現在の家の蛍光灯は交換する場合に、大きさにもよりますが、1 個 2,000 円前後で交換できているはずですが、これが LED 化となりますと、製品にもよりますが、大体 1 万から 5 万くらい必要となるようですので、混乱を招かないためにも町民への事前周知を来年度から行うべきではないかを問います。

1 回目を終わります。

議長（中島一郎君）

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

それでは山本議員の、蛍光ランプ製造の禁止に関する町民への事前周知を来年度から行うべきではないかを問うのご質問にお答えします。

山本議員の質問にもございますように、2027 年末をもって、一般照明用の蛍光ランプの製造、輸入は禁止となります。これは、水銀による環境汚染を防止するための国際的な条約に基づく規制で、段階的に施行されます。

このことはあくまでも製造、輸入の禁止であり、蛍光ランプの継続使用、在庫品の販売、または購入を禁止するものではありません。しかし、2027 年の製造、輸出入禁止が近づくにつれて、価格の上昇と品不足が進む可能性もありますので、山本議員のご質問にあるように住民の方の不安や混乱につながる可能性があります。

そうした状況を防ぐため、国の経済産業省や環境省では、LED 化の必要性や交換方法を解説するチラシや動画を公開し、計画的な LED 化の推進を呼び掛けている状況です。

町としましても、広報誌や商工会を通じて一般家庭や事業者に対して周知を図ることにより、混乱が生じないよう対応を図ってまいりたいと考えます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

4 番（山本牧夫君）

先日、たまたま用事で訪れた方のお宅へ行きましたら、偶然にも LED 化の交換工事をしておりました。

ちょっと見らしてもらいましたが、直管蛍光、横長のやつですね。これはほとんど取り付け器具の交換が必要でありまして、結構換えよるなと思うて問うたことですが、すぐに 10 万くらいのお金が要するという状態なのでね。

ですから、なかなか高齢者等含めて年金暮らし、あるいは家が年数がたっているものについては、傷んだ後に、多分その取り付け器具から換えないかん状態がありますので、相当数お金が要ることになりますのでね、今課長言われたように、やっぱり周知していただいたら安心して、ばたばたしないんじゃないかと思えますのでよろしくをお願いします。

それから、次に移ります。

各集落で管理している防犯灯や街路灯は、蛍光灯を使用しているものが相当数あります。

消耗により交換が必要となったとき、LED 化するには取り付け器具から取り換える必要が生じます。これからの数年は、各集落より LED 化に対する補助金交付申請が増大すると思われるので、これに対する予算の確保が必要と考えますが、対策を問います。

これはですね、現在、各地区と集落の安心安全を保つために黒潮町防犯灯設置補助金というものがありまし

て、補助率が3分の2で有利であります。これが、令和6年度決算では予算が120万に對しまして実績は45件、118万6,825円となっておりますが、なかなか各集落から手を挙げてても予算がないのでちょっと満額がいてないという現状があります。

ほんで令和7年度は、町の方に問い合わせますと、予算が126万円に對しまして、10月末で現在18件、46万1,938円の支出との報告を受けました。

防犯灯の設置については、一般的な10ワットのものが使われておりまして、取り付け工事等、四国電力への要請とか申請がありますので、こういうものを含めて1カ所当たり約2万7,000円ぐらい必要となります。これは、去年の実績でもありますように、118万6,000円へ45件で割ったら大体同じ数字になります、これも。

で、毎年予算はほぼ満額使用しておりまして、先ほど言いましたように各区長からは、やっぱり予算がないので老朽化した防犯灯を換えることができないという声も聞きます。

それから、この防犯灯をLEDにしますと非常に電気代が安くて、3分の1ぐらいになります。ほんで、町から補助を頂いて自分たちが地区負担をしても、数年ですぐ取り返すということに、電気代でなると思います。

ほんで、2027年以降は新たな蛍光灯が使用できなくなりますのでLED化への交換が必要となりますから、令和8年度からの十分な予算確保、現在が126万ですか。これを、少なくとも2,300万ぐらいは確保していただけるように要請を致します。

2回目の質問を終わります。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

山本議員の、防犯灯LED化の予算確保についてのご質問にお答え致します。

各地区が管理しています防犯灯については、約900から1,000灯ほどがLED化されていないと推測しています。

LEDへの交換等については、黒潮町防犯灯設置補助金により、防犯灯の白熱灯や蛍光灯をLED灯にする場合や、LED灯の防犯灯を新たに設置する場合に、各地区へ費用の3分の2を補助しております。

人口減や高齢化等により、財政が厳しい地区もあると伺っています。防犯灯をLED化することで、毎月の電気料金を削減し、地区を財政的に支援するため、3カ年ほどで町内全域の防犯灯をLDE化する取り組みを検討しています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

4番（山本牧夫君）

今、大変ありがたく、3年くらいで大体これを、1,000個前後あるものを交換するような対策を考えてくれていたということですので、私も安心しました。

また、私は区長の立場もありまして、いろいろ、地区が管理する防犯灯については非常にそういう話も聞きますし要望も受けますので、これで安心しました。

これから町が管理する施設もですね、相当数の経費が必要となります。先ほどちょっと同僚議員からも言われましたけれども、大方球場なんかも2,000万以上の、●とすればお金が要るようで。その町が管理する施設については、これからも相当数なお金が必要じゃないかと苦慮しておりますけれども、それはぜひ必要不可欠なものですので、ぜひお願いしたいと思います。

町長も先、12月の議会当初に、令和8年度予算の編成については7年から9年度の3年間を予算総額削減の集中改革期間ということでやっていくということでありましたので、それはもう大切なことですが、財政健全化というものを推進するにはスクラップ・アンド・ビルドを行うとともに、あるいは優先順位や重点化も必要と考えますが、この防犯灯についてのLED化というのは本当に必要なものと思いますので、どうかよろしくお願い致します。

十分な回答をいただきましたので、これで私の質問を終わります。

ありがとうございます。

議長(中島一郎君)

これで、山本牧夫君の一般質問を終わります。

議長(中島一郎君)

次の質問者、水野佐知君。

8番(水野佐知君)

通告書に基づき、地域活性化について質問します。

当町は、旧佐賀町と大方町が合併して来年で20年という節目を迎えますが、少子高齢化によりさまざまな課題を抱えています。

現状と今後の地域のにぎわいづくりについて、考えを問います。

1番、10月に佐賀中の2年生が、総合学習の一環で土佐くろしお鉄道と連携し取り組んだ土佐佐賀駅の駅開きでの地域住民への効果と課題について問います。

また、今後これをどのように生かし、地域のにぎわいづくりへつなげていくかを問います。

議長(中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長(渡辺健心君)

それでは水野議員のカッコ1、駅開きの地域住民への効果と課題、今後どう生かしていくか、につきましてお答え致します。

土佐くろしお鉄道、土佐佐賀駅の駅舎内にある2つの店舗は、乗降者数の減少などの影響で、20年近く前から空き店舗となっております。

駅開きは、イベントを通じて地域を盛り上げようと、佐賀中学校の2年生が中心となり、10月24日に開催したものでございます。

総合的な学習の一環として取り組んだもので、生徒たちは約1カ月前から、駅舎の清掃や花壇の花植え、土佐くろしお鉄道職員による講話など、たくさんの協力を得ながら準備を進めてまいりました。

空き店舗のスペースには、生徒が作成した防災や空き家の活用に関するポスター、地区の歴史を振り返る写真などを展示するほか、アイスコーヒーの販売も行い、訪れた地域の方に楽しんでいただきました。

駅開きの開催に当たっては、町消防団佐賀分団による花壇づくり、社協やあったかとの花植えなど、さまざまな機関がかかわってきたことから、生徒からは、地域の人たちとかかわることの大切さを感じた、たくさんの人と協力して町を盛り上げていきたいなど、活動を通じた学びの意見が聞かれました。

今回の成果を踏まえ、佐賀中学校や社協、土佐くろしお鉄道からのフィードバックを整理し、今後を生かしたいと考えています。

以上です。

議長(中島一郎君)

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

地域でのたくさんの学びを得たということですが、地域の住民は大体何人ぐらい参加されましたか。

普段の町の様子の違いや、お遍路さんや外部の方たちの目立った反応とか、何かありましたか。

議長(中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長(渡辺健心君)

それでは、再質問にお答え致します。

イベント自体は10月24日から31日まで開催しましたが、延べ135の方が来場されたという集計になっております。

また、訪れた住民の方たちからは、子どもたちが佐賀を元気にするため頑張ってくれてうれしい、などといった声を聞いております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

135人もの方が来てくださって、地域の方からも喜ばれて、久しぶりに旧佐賀の町がにぎわって良かったと思います。

私も、駅開きについて事前に住民等に何か良いアイデアはないかと聞いたのですが、そのときは、高校生や若い人は汽車の中にテイクアウト、持ち帰りができる飲み物や軽食があったらいいという意見でした。高齢者は、駅まで歩いていくがもかなわんきに、駅で何かするいうても思い浮かばん、という声がありました。

その方たちが、町の働き掛けで佐賀のあったかふれあいセンター等を活用してみんなで一緒に出掛けて、昔ながらの馴染みの喫茶店で中学生が出してくれたコーヒーを飲み、お互いが交流し、新聞やテレビで昔を懐かしんで喜ばれ、楽しそうにされている様子を見て、心が温かくなりました。

今回、中学生が駅開きにかかわったのは、1つに、将来高校生になって駅を利用する機会があるからと聞きましたが、地域の新聞の中にも子どもらの学びが、高校生、社会人、次のステップにつながることをたくさん生かせるようにというふうにあったんですけども。

通常、佐賀駅はなかなか使うということが難しくなっていく。高齢者、高齢というか免許証を返納したりとか体が不自由になったりして、誰もが暮らしやすい地域っていうのを考えたときに、通院や買い物といった社会活動に自動車やバスなどの地域交通が及ぼす影響は大きいと思いますが、佐賀駅には地域おこし協力隊がおりますが、具体的にどのような活動をされていますか。

議長(中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長(渡辺健心君)

それでは、再質問にお答え致したいと思います。

佐賀駅には、鉄道を活用した地域活性化をミッションとして、佐賀駅を中心に活動しております協力隊が1人います。

これまで、駅舎の美化活動や駅での図書館、それから町内各種イベントへの参加など、さまざまなことに取り組んでまいりました。

その活動の一環として、公共交通のアドバイザーとともに、企画から運営までかかわってきました。
以上でございます。

議長(中島一郎君)

水野佐知君。

8 番 (水野佐知君)

今回一緒に、地域おこし協力隊が地域を盛り上げてくれて大変良かったと思います。

2 番目の質問に移ります。

道の駅なぶらは、土佐佐賀の交流拠点施設としての地域での役割と課題についてはどう考えますか。

議長(中島一郎君)

産業推進室長。

産業推進室長(秋森弘伸君)

それでは水野議員のカッコ2、道の駅なぶら土佐佐賀の現在の役割と課題について問うのご質問にお答えします。

黒潮町佐賀の道の駅なぶら土佐佐賀は、幡多の東の玄関口として立ち寄る人も多く、カツオ一本釣りで有名な佐賀地域の魅力を発信するスポットとして定着しています。

道の駅なぶら土佐佐賀は、平成26年4月14日、本町2カ所目の道の駅として国道56号沿いにオープン。カツオを前面に押し出して運営している状況にありますし、単に休憩する場所にとどまらず、地域の情報提供や特産品の販売、観光案内、さらには地域コミュニティーの拠点としての役割も担っております。

課題としましては、連休中等に駐車場が不足することなどがありますが、年間を通じた従業員数の確保といった点なども勘案することが必要になるとのことですので、指定管理者と協議調整を図りながら、必要な支援や対応につなげていきたいと考えます。

また、高規格道路の延伸を見据えまして、全体的な機能強化をしております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

水野佐知君。

8 番 (水野佐知君)

農協の物品販売がなくなったり、高齢化等による生産者の減少でなかなかお弁当とか惣菜とかが出せなくなったりということがありますが、その中で、地域での生産者の生きがいがづくりや地元産品の宣伝や地域交流の場として役割を果たしているということが分かりました。今できることをやってる、ということが分かりました。

3 番、少子高齢化の中で中山間地域を元気にしようと、集落活動センターを中心にさまざまな取り組みが行われていますが、その現状と課題についてはどう考えますか。

議長(中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長(渡辺健心君)

それでは水野議員のカッコ3、集落活動センターの現状と課題につきましてお答えいたします。

人口減少と高齢化により、今後ますます集落機能の維持が困難になることが予想されており、安心して住み続けられる地域の実現を目指した取り組みが進められてきました。

町内に4箇所ある集落活動センターの現状については、各集落活動センターが集落の維持に向け、地域イベ

ントの開催、スポーツ合宿の受け入れ、お弁当販売、商品開発など、地域資源を活用した工夫ある取り組みを行っております。また、あったかふれあいセンターとの協働による健康づくりなど、地域交流拠点としての機能も継続して行っております。

取り組みを進める中で見えてきた課題が、活動に参画する人の固定化と高齢化であり、後継者の確保が困難な状況が続いております。この課題は全ての集落活動センターに共通しており、それぞれの組織の会合で意見は出されておりますが、解決には至っておりません。

課題を抱えつつ、数年後の姿を見据えながら、今できることに取り組んでいる状況でございます。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

水野佐知君。

8 番 (水野佐知君)

4つの集落活動センターが、さまざまな工夫ある取り組み、また、あったかふれあいセンターとの協力で、それぞれ今できることに取り組んでいるということが分かりました。

また、後継者不足という、後継者が育ってないという課題を抱えていますが、今できることをやっているということが分かりました。

4 番、佐賀温泉こぶしの里の地域活性化の起爆剤としての現状と課題について問います。

議長(中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長(渡辺健心君)

それでは水野議員のカッコ4、こぶしのさとの現状と課題につきましてお答えいたします。

今年4月に運営を再開して以来、地域の状況やニーズの把握に努めながら、安定した経営が図れるよう取り組んでまいりました。

利用者からのご意見等を踏まえ、食事メニューや入浴料金の見直し、物販コーナーの設置など、可能なところから改善を重ねており、また、ミニイベントなどを定期的で開催することで、新たな顧客獲得と認知度拡大を図っているところでございます。

再開当初はまばらであった温泉利用者数は、リピーターがつきはじめ、8月以降は毎月1,000人を超える利用があり、また、宿泊につきましても予約室数は上昇傾向にあります。

課題としましては、年間を通した運営の健全化であり、更なる利用者数、宿泊者数を確保する必要があります。

指定管理者との連携調整を密にし、これまでの実績を分析しながら、客層ターゲットの明確化や戦略的な情報発信を強化してまいります。

また、地域との連携につきましても、引き続き推進してまいります。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

水野佐知君。

8 番 (水野佐知君)

温泉の中の休憩場所の廊下のチラシの中にも、少しずつ変わっていったというふうなことがありますが、安定した経営に向けて、少しずついろいろ改善していったということが分かりました。

料金が以前と比べて安くなっていますが、利用者の数は当初と比べてどのように変化しましたか。

議長(中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長(渡辺健心君)

それでは、再質問にお答え致したいと思います。

料金の見直しを行ったあたりから、1,000人を超えるような実績になっております。一定、効果があったものと考えております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

水野佐知君。

8番(水野佐知君)

この料金が安くなったということについて、隣というか近隣の市町村の方から、もともと佐賀温泉が美人の湯、気持ちがいいお湯というということで利用していたけれども、その料金が安くなったっていうことを知らなかったと。で、今、ポイントカードっていうものも活用してて、それポイントがずっとたまっていったら料金が年間500円になるとか400円になるとかっていうサービスがあると思いますが、それについても知らなかったってことを言っておられる声を聞くんですけども、宣伝についてはどのように考えて、町としてどういうお話をしていますか。

議長(中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長(渡辺健心君)

それでは、再質問にお答えしたいと思います。

指定管理者側との月1回ペースでの打ち合わせの中では、住民の方からいただいた意見など、情報発信がまだ弱いとか知らなかったことが多いなんかというのは、意見としてお伝えしております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

水野佐知君。

8番(水野佐知君)

まめに情報交換をしているということで、今後お願いしたいと思います。

地域おこし協力隊が当初4人雇用されるということでしたが、2名しか決まらなくて、残りはファウンディングベースの方で準備されるということでしたが、この地域おこし協力隊っていうのは、今どのように活動されていますか。

議長(中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長(渡辺健心君)

こぶしのさとに配置します協力隊につきましては、今、配置がない状況になっております。

1月に配置が決まる予定で、準備をしているところでございます。

その後、追加の協力隊も配置するという計画になっているというふうに聞いております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

1 月に、また地域おこし協力隊が入られる予定ということですが。

こういうなり手不足、なかなか雇用される方も、雇用というか働かれる方も以前から少ないということで大変と思いますが、このなり手不足についての課題についてはどう考えますか。

議長(中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長(渡辺健心君)

こぶしのさとの運営スタッフにつきましては、地元のパートなんかも雇用しております。

それで、そのほか足りないところについては、指定管理者であるファウンディングベースの方で対応していただいております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

地元の方も雇用されてるということで、拳ノ川小学校に行っても校長先生が、うちの保護者もこぶしのさどで働いてるというふうに言われて、雇用の場ができたということ、近くで働けるとということで、喜ばれました。

今後も、幡多の玄関口として、美人の湯、地域の土産物、地元で作った野菜、産品などを置いて積極的にアピールするように、町も協力して進めていってほしいと思います。

5 番、佐賀駅、道の駅、集落活動センター、佐賀温泉を線としてつなげ、住民が元気に暮らし続けることのできるような取り組みについての現状と課題について問います。

議長(中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長(渡辺健心君)

それでは水野議員のカッコ5、佐賀駅、道の駅、集落活動センター、佐賀温泉を線としてつなげた取り組みにつきましてお答え致します。

これまで、こぶしのさとのイベントに集落活動センター佐賀北部が出店協力をしたり、道の駅にこぶしのさとのチラシやクーポン券を配布するなど、関連する団体や企業が協力し合う関係づくりを支援してまいりました。

横の連携など、できることから取り組んでいるところであり、現在のところ、各施設を関連付けた新たな施策の展開については計画しておりません。

各施設とも運営にはそれぞれ方針や目標があり、現状も異なっておりますので、まずは課題解決に向けた支援に注力し、基盤づくりに努めたいと考えております。

以上です。

議長(中島一郎君)

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

お互いができることをやって、協力し合う関係づくりに町も取り組んでいるということで、私も地域の声を聞いて気付いたことがあります。

佐賀駅では、駅開通時より喫茶店をしている店主が、もう店をやめようかとも思いようけど、家にずっといたら外に出ていくことをせんとと思うけど、ここで店をしていたら朝5時に起きて夜の11時までずっと体を動かしている。お客さんたちも毎日来てくれて、若い子もみんないい人ばかり。楽しい話をしてくれるから毎日が楽しくて、体もどこも悪いところがない。店の前の木にスズメやメジロなどが巣を作って巣立っていくのを見るのも楽しい。そうやって、毎日の日課と行く場所があるから生きがいがあると話されてました。

道の駅でも、地域の人が、野菜や果物、弁当などを出荷したり、そこでお客さんたちと交流すること、また集落活動センターでも、ここへ来ないかんと思うから元気でおられる。元気でおられると言いながら、作業をされています。

佐賀温泉でも、地元の従業員がお客さんと話をしたり、若い人と一緒に働くことで元気になれるという声を聞きました。

このことから、無理やり全部をつなげるというのではなく、それぞれの良さや頑張っているところを引き出しながら、住民がそれぞれの場所で、笑顔で楽しく生き生きと元気に暮らしていけることが、地域の活性化にとって大事ではないかと気付きました。

先日のある新聞の記事に、寛容性について、黒潮町のことが載っていました。

その記事はTシャツアート展を例に、ここから学ぶべきは、この砂浜は何もないと思うのではなく、何もなければ何でもできると考える人もいること。新しいアイデアで新しいことを始めようとする人がいる。そんな人を受け入れる素地があるか。それが寛容さです。邪魔しない、口を出さない、足を引っ張らない、新しいことを始める人を応援する。そんな地域にこそ人は集まると思う、とありました。

このことから、地域社会の寛容性は住民をその地域にとどめ、よそへ転出した若者を呼び戻す力を持つということでしたが、黒潮町では、町長も教育長も地元には必ずしもとどまるということではなく、よその地域に出て行って、それが外国であったり東京であったりいうところでも、そこで生き抜く力っていうものを身に付けているということが大事だと思うというふうに話していましたが、今日は世界人権デーですが、時代の変化とともに、年齢、性別、国籍等、多様化する価値観の中で明確な答えはないと思います。だからこそ、柔軟性を持ってお互いに考え続けていかなければならないと思います。

今後も、住民の福祉の向上のために行政と地域が協働して、若者が戻りたくなる、寛容なふるさとにお互い切磋琢磨していきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

議長(中島一郎君)

これで、水野佐知君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 14時 58分